

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

Cyan

Green

Yellow

Red

Magenta

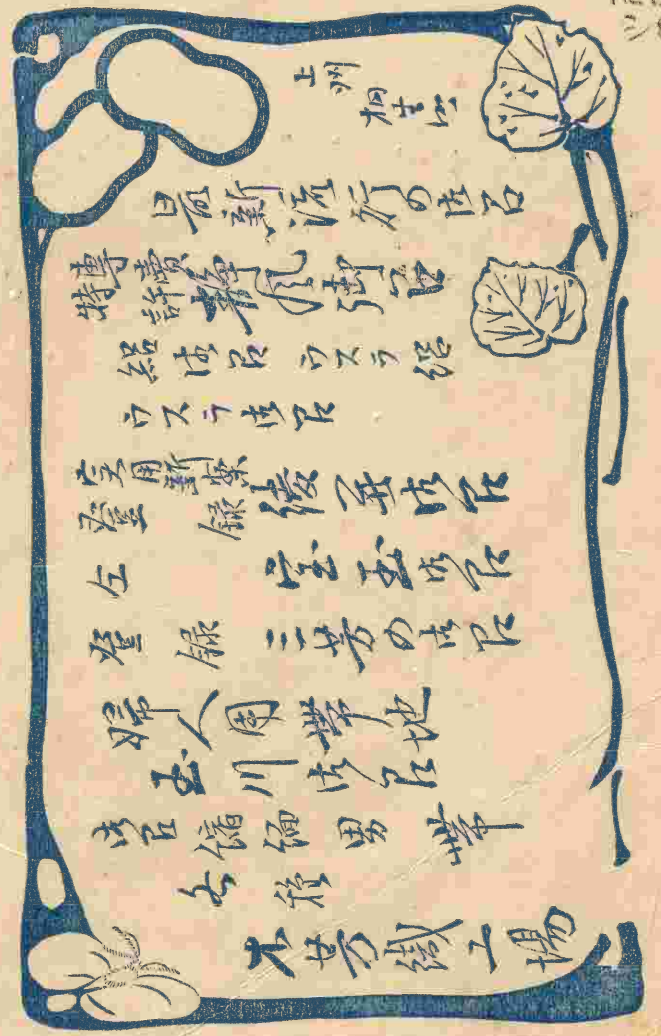
White

3/Color

1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18



K2934
389



桐生繁昌記序

我桐生ノ地絹布ヲ以テ著ルヽコト久シ遠クハ
 千有餘年前ニ於テ桐生絹ノ名既ニ古記ニ見レ
 近クハ東照公ノ軍旗ヲ作り連勝ヲ得シ吉例ヲ
 傳フルガ如キ以テ之ヲ知ルベキナリ
 蓋本邦機業ノ盛ナル者西ニハ京都アリ東ハ乃
 テ桐生而シテ往時ニ在リテハ彼ハ歷代ノ帝都
 美術工藝ノ淵叢ニシテ其ノ技術進歩シ其ノ販
 路廣大ナリシモ此ハ東國ノ僻陬ニシテ模範ノ
 資スヘキモノ甚タ尠ク沽却ノ法亦便ナラザリ
 キ然レドモ其ノ地ノ山紫水明ナルハ自ラ彼ニ
 肖似セルモノアリ其ノ人ノ勵精苦心克ク祖業
 ヲ墜サズ而シテ輓近技術ノ發達交通ノ利便ニ
 伴ヒ桐生絹織物ノ名聲大ニ揚リ京都ト並ビ稱
 セラルヽノミナラズ其ノ輸出ニ於テハ全國ノ
 先鞭者トシテ顧客ヲ海外ニ有スルニ至ル盛ナ
 リト謂フベシ
 夫レ都邑ノ盛衰ハ其ノ地ノ事業ノ興廢ニ是レ
 繇ル而シテ桐生ノ生命ハ實ニ機業ニ在リトセ
 バ地方ノ人士其ノ進歩改良ノ爲ニ大ニ力ヲ盡
 サマルベカラザルハ言テ待タズ這回桐生繁昌
 記ノ著アリ之ヲ繙ク者既往ヲ稽ヘ將來ヲ圖ル
 ニ於テ得ル所必ズ小少ナラザルベシ書成ルニ
 及ビ桐生繁昌ノ淵源ヲ一言シ以テ卷首ニ辨ス
 ト云爾

是我庵主人識

山田郡長石川泰三君序

凡 例

一、本書は桐生織物の實況を簡易に世に紹介せんことを努められたれば
繁昌記としての各種事項は洩れたる者尠ならず并は續編に於て
詳記すべし

一、本書編纂に就て山田郡長石川泰三氏は序文を寄せられたる上に
編纂に就て多大の注意を與へられ、坂東日報記者牧量雅氏は終始
校訂の勞を執られ、書上謹次郎、西山政藏の兩氏は出版に際して
力を添わられたり、記して茲に感謝の意を表す。

一、本書は出版期の迫れるに先立ちて稿を起し早急繁雜の間に出版
したるものなるを以て、多少の脱漏誤謬なきを保し難し、并は近
く再版に附するの際増補改訂すべし、讀者諒せよ。

明治四十一年九月仲秋

編 者 識

桐生繁昌記目次

第一章	緒言	自一 至三
第二章	桐生の位置及沿革	自四 至八
第三章	桐生織物の沿革	自九 至五四
第四章	織物原料の沿革	自五五 至六五
第五章	染色及整練の沿革	自六六 至八〇
第六章	動力及機械の沿革	自八一 至八八
第七章	賃業者及職工の今昔	自八九 至九四
第八章	市場及賣買の今昔	自九五 至一〇一
第九章	桐生織物の産額	自一〇二 至一〇八
第十章	桐生織物同業組合	自一〇九 至一一四
第十一章	群馬縣立織物學校	自一一五 至一二八
第十二章	銀行會社の概況	自一二九 至一二四
第十三章	官公衙及學校	自一二五 至一三五

天 滿 宮



美 和 神 社



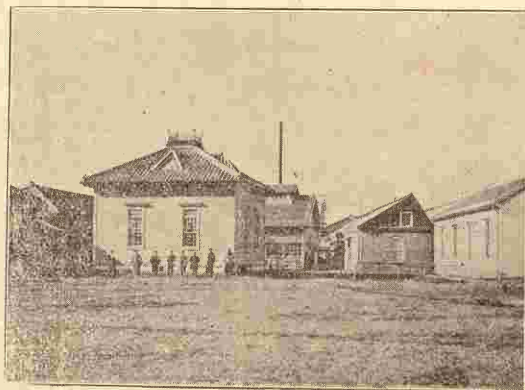
目次終

第十四章
第十五章

勝地風景一斑
拾遺、雜事.....自一三六至一四六
自一四七至一五六



桐生警察署



縣立桐生織物學校



丸山公園



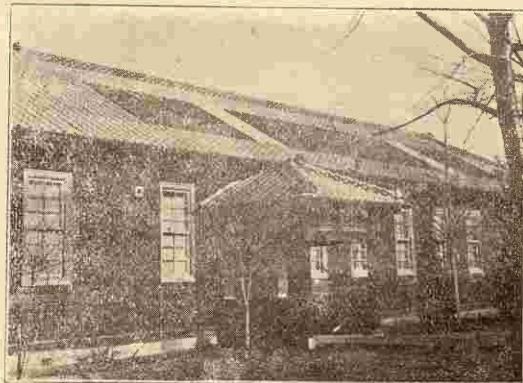
赤岩橋



株式會社十四銀行



桐生紡絲合資會社



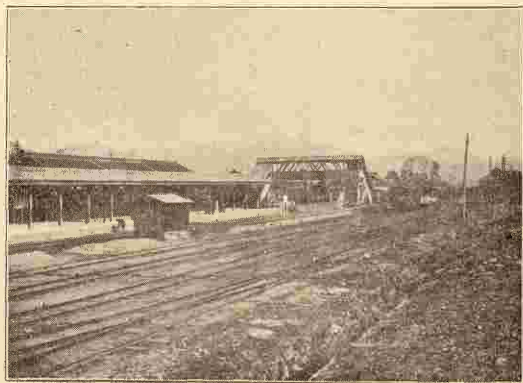
山田郡役所



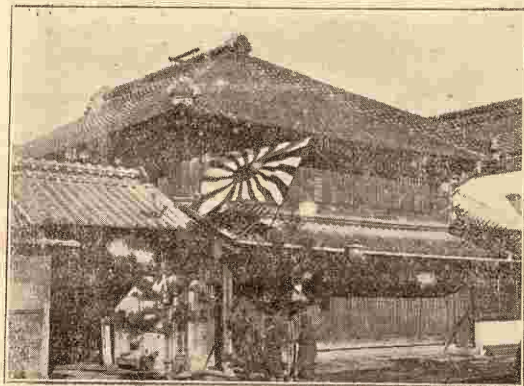
桐生町役場



場工生桐社會式株布製本日



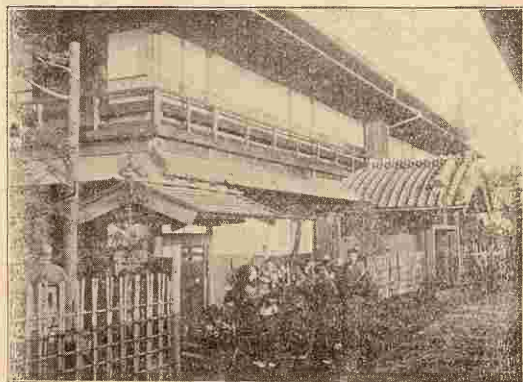
場車停生桐



書上商館



小野里商館



館 生 桐



店 商 物 間 小 田 戶

資本金八拾萬圓

東京市日本橋區元濱町

群馬縣邑樂郡館林町



株式會社 群馬縣桐生町

四 十 銀行

栃木縣足利郡足利町

長野縣小縣郡上田町

東京支店

館林支店

電話浪花(七八二)

電話(四〇番) 同(一四〇番)

足利支店

電話(六四番)

上田支店

電話(一四〇番)

各 種
撚 絲



模 範 工 場

桐 生 撚 絲 株 式 社 會

上 州 桐 生 町 (電 話 八 十 番)

風 縹 縹 緞 琥 綸 七 絲
通 珍 子 子 珀 子 子 織

桐 生 織 物

羽 二 重、甲 斐 絹 紹
 此 外 千 百 種
 夕 夕、薄 琥 珀 絨

支 那 向 縹 子

桐 生 織 物 同 業 組 合

(電 話 四 十 番)

織物諸機械製造

販賣

●舶來絲
 統絲及通
 絲●カタ
 ●目戸硝
 子及矢金
 其他貴需
 ニ應シ廉
 價ニ御調
 製可申候
 也

力織機 半木製	杼及 バツタン 各種	管卷機 械鑄製	引揃機 械鑄製	ホピン 繰返機 鑄製	整經機 鑄製及木 製	卷取機 各種	ロアノ マシン 紋切機	改良鑄 製パン サンジ ー	絞織機 械鑄製 シヤカ ード
------------	------------------	------------	------------	------------------	------------------	-----------	-------------------	------------------------	-------------------------

鐵工部

木場

主任 一 同 敬 白
 群馬縣 桐生町

村田兵作

(電話生桐貳百九拾番)

染色整理業



兩毛整織株式合資會社

群馬縣 桐生町

電話桐生 (六五番)

諸織物製造

資本金六十萬圓



株式會社

足利銀行

栃木縣足利町

群馬縣桐生町

桐生支店

(電話十七番)

群馬縣館林町

館林支店

電話(一〇番)(二六一番)

兩毛織物買繼商
輸出織物賣込商



上州桐生町

書上文左衛門

電話(四番)(拾番)

支店所在地

橫濱 足利 伊勢崎

資本金五百萬圓



日本製布株式會社

桐生工場

内地向織姫繻子

輸出向東華緞子

電話(十一番)

本社京都四條通千本西入

御料理 公會席
御手輕 法系漬

上州桐生町

割烹 桐生館

常泊 四十五米

旅館

金木屋

常泊 四十五米

女帶地各種

上州桐生境野

製造 田中佐平



角 角

角 角



綿二縹子種各

毛縹子代用品

御平素用無比

用 途

- 沛婦人用法帶地
- 沛はんゑり袖口地男女用
- 綾地は職工用服地

品 種

- 丸龍 額附 帽子用帶地 裏地類
- 滿韓輸出物 洋傘類 其他數種

本 ● 優美堅牢にして價格亦頗る低廉なり

品 ● 御使用久しきに耐へ經濟上無敵なり

特 ● 毛縹子より御使用上一層の趣味あり

色 ● 御使用の増加に伴ひ輸入減少の國益あり



製造元 上野角太郎

群馬縣山田郡桐生町一丁目

(電話百〇七番)

角 角

標商 録堂

御婦人用御帶地

貴人縹子

全國到ル處、
呉服店ニ有リ

上橋 毛本 桐生 治正

桐生繁昌記

吉田 望洋 編
牧 量雅 閱

第一章 緒言

我國織物の生産地何ヶ限らん、而も先づ其の指を第一に屈するは西に於て京都の西陣、東に於て上野の桐生か、斯の如くして我が桐生は正に上野の桐生に非ずして日本の桐生たり。

其の販路及び製織の實力に於て遙に京都の西陣と拮抗し、一面には隣接地の足利及び伊勢崎と相並びて關東機業界の覇權を握る我が桐生の膨脹發達は近年著しきものあり、其の天然を飾るべき河鹿啼く

桐生川の清流、石を嚙む渡良瀬の奔湍、皆是れ桐生織物の進歩を助けざるはなく、或は其の染色精練に、或は其の器械運轉に日夜間斷なく、桐生の富を増大しつゝ、ありて、寔に桐生の現在及び將來は頗る有望なりと謂はざるべからず。

今此の關東機業界の主權地たる桐生を、關西機業界の主權地たる京都と比較するに甚だ相酷似するものあり、我の觀音、城山、四阿の連峰は彼の比叡、愛宕、鞍馬の群山の如く、何れも其の東北西の三方を圍繞し兩地共に只南方に平野を望むのみ、又た河流にありては清流掬すべき我の桐生、渡良瀬の二流は彼の加茂、大堰の二川に比すべし、甞に其の山川に於て類似するのみならず、兩地共に機業地としての實情を觀察するに亦た頗る面白き對照なくんばならず、即

ち彼は内地向美術織物に於て他の容易に模倣し能はざる獨特の妙技を有し、此は輸出向實用織物の先鞭者として常に斯業界に其の名を揚ぐ、然れども也また京都織物の名海外に知らるゝが如く、桐生織物の名も海内に鳴る。

上述の如く總ての點に於て彼の京都と相似たる我が桐生は奈何、否寧ろ我が桐生織物の過去は奈何、現在は何而して其將來は奈何之を簡明に世に紹介せんが爲め生れたるは此の小冊子「桐生繁昌記」なり、乞ふ章を逐て説く處わらしめよ。

小鳴春比古

桐生川里の乙女、織る機の

手玉もゆらに啼く蛙のな

第二章 桐生の位置及沿革

四

桐生町は東山道上野國の東南部に位し山田郡に屬す、東は桐生川を隔て、下野國と相對し渡良瀬の支流は其の中部を横斷し本流は南を限る、觀音、城山、四阿、雷電、琴平の群峰は其の東北西に起伏し、南方僅に開くるありと雖も少しく離れて廣澤山の一帯あり、鐵道線路の通ずる沿道僅に山脈を缺くのみにて宛然摺鉢の底部に在るが如し、而して兩毛に有名なる機業地足利及び伊勢崎への距離は四里乃至六里にして三地自ら鼎足の形を爲し、桐生は其の實勢に於て主腦地たるに似たり。

今や桐生町は戸數五千餘、人口四萬餘を有し優に市制を布くの實力を備ふ、字を分ちて桐生新町、新宿、東安樂土、西安樂土、下久方とし又た幾多の小字に分たる、其の中商業兼工業區とも云ふ可きは桐生新町にして、之を一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目に割し更に其の東西兩裏通りを加へ、此の他末廣町、幸町、常盤町等にして頗る繁華を極む、又た工業區とも云ふ可きは新宿にして之を上、中、下の三部に分つ、此の他東西安樂土及び下久方も亦工業區にして稀に農家を交ゆると雖も、全町飛村の音達せざる處無し。

今此の桐生の沿革を案するに、往昔に在ては此地を荒戸村と稱し又た一に荒處と書せり、續日本後記に『承和二年六月以空閑地上野國山田郡八十町』云々とあり、蓋し上古に於ては桐生近傍は總て荒蕪なる原野にして、荒戸の名稱また茲に基因せしものなるべし、以降

五

漸次田甫開け村となり町となり、天正年間には中央に街衢を通じ荒戸新町と稱し、東部を今泉とし、西部を村松、堤及び本宿とす、想ふに本宿は今の桐生町を成せる其の根原たる部落なりしならんか、是に因て考ふるに新宿は蓋し其の最も新に成りし部落なるべし、後ち荒戸新町を桐生新町と改稱し、明治の聖世町村自治制を施かる、に及んで今の如くなり、往昔草昧時代の荒戸の名は現時安樂土に其の名殘を留むることを奥床しくもまた目出度けれ。

荒戸が桐生と改稱せられしに就て一説あり、曰く、此の地昔し多く桐樹を培養せしことありしを以て其の植物に因みて地名を附せしなりと、斯くの如く其の地に名を得たる植物の名稱が地名となりし例少なからざれば此の説また據り所無しと云ふべからず。

更に轉じて歴史の桐生を窺はんか。

文治二年七月より桐生小太郎綱元桐生を領す、綱元は藤原秀郷の後胤足利太郎俊綱の次男なり、初め彌四郎綱元と云ふ、綱元治承四年駿州富士川の戦に功あり、富士川の役は安徳帝の御宇治承四年十月平維盛追討使となり、弟忠度之が副とし東海東山の兵を發して源頼朝を討たんと東下す、頼朝之を富士川に逆ふ、平軍一夜水鳥の飛散せしに驚き敵軍至ると爲して逃ぐ、此の時綱元源軍に在り先づ富士川を渡りて平軍の周章爲す能はざるの虚を突き更に之を追撃す、頼朝其の功を賞し桐生を領せしむ、綱元乃ち文治二年桐生に來り後ち桐生小太郎と改稱せり、爾後天正元年迄三百八十餘年を経其の末葉又二郎親綱に至る、系圖左の如し。

綱元——綱成——祐綱——成光——國成——國光——國友——茂
 綱——左俊——正綱——直綱——親康——重綱——祐綱——親綱
 親綱に及んで由良成繁の爲に亡ぼされ爾後由良氏之を領す、天正十
 八年由良國繁の常陸に移るや同年より徳川氏之に代り、寛文元年よ
 り天和元年迄館林右馬頭之に代る、同二年より慶應四年迄徳川旗下
 の士松平新九郎、夏目帶刀、内藤織部に分知せらる。
 明治元年より同四年十一月迄岩鼻縣之を統轄し、同年十一月より同
 九年八月迄栃木縣に屬し、同年八月より群馬縣管下となる、同十一
 年十一月山田郡役所立ち、同十七年九月桐生新町三丁目に聯合戸長
 役場を置き桐生新町、安樂土、下久方の三箇町村を統へ後ち更に新
 宿を加へ今日に及ぶ。

渡良瀬や岸の松原月更けて

安樂土の里に砧打つなり

第三章 桐生織物之沿革

桐生織物の起原は果して何時の頃なるべきか今得て考ふべからず、
 我が國神代に於て既よ棚機姫命のよく絹を織れるあり、神武天皇以
 來大に機織の道開けたりと云へば、桐生織物の名を得しも餘程往古
 に屬するとなるべし、左れど今其の起原を尋ぬるに由なし、一説に
 は天平寶字年中上野國桐生の人山田某なる者朝廷に事へ、官女白瀧
 を戀慕せしに、事叡聞に達し、其の切なる熱情に愛で、白瀧姫を山

田が妻に賜はりければ、山田は姫を俱ひて桐生に歸り、爾後白瀧は機織る術を里人に教へ此の道大に此處に開けたり、是れ桐生織物の起原なりと。

此の説は桐生地方の人口に膾炙する好話柄なるが、今之れに關する面白き記録あれば左に記さん。

往古天平寶字年中（人皇四十七代淡路廢帝御宇）上野桐生の人に於て山田某なる者、朝廷につかへ奉りしに白瀧といへる官女をこひしたひ、思ひのあまりに歌よみて贈りたりけり、其歌

水無月のいなはの露もこがるゝに

雲井をねちぬしらたきのいと

白瀧姫返し

雲井よりついにねつる白瀧を

さのみなこひうやまだをの子よ

此の事窺聞に達し、山田が心の切なる、又白瀧姫の情ある心ばへをわれと覺し給ひけるにや、白瀧姫を山田が妻に下したまひける、山田はうれしき限りなく、其まゝ俱して桐生に歸り偕老のかわらぬをなしたりけるは、天平寶字辛丑歲なりけるとなん（文化元年甲子迄凡一千四十餘年に當る）さて此白瀧姫養蠶し絲繰り機織る事をよくし給ひしまゝ、桐生の里人に手わざを教へ給ひしより始めて、今に至る迄桐生領近邊の産業とはなりぬ、さればこゝろ仁田山村に機神と崇め奉るは此白瀧姫の御事なり。

されども享保元文の頃迄は、尋常の絹をのみ織りたりけるが、京

都より彌兵衛、吉兵衛など云ふ者來りて、飛紗綾を織る事を教へしより、次第に上手になり縮緬、給子、綾錦までを織出せるやうになりたる事、其源は白瀧姫の最も尊き神恩也、されば養蠶し絲織り機織る人はもとより、こかひせず機織らぬ人々とても皆絲絹の餘澤にて桐生領其外までも繁昌するなれば、ともに此御神を敬ひ崇むべきことなり、況や絲絹を賣買する人々はどりわけ尊敬信心有べき事にこそ、凡桐生の市に商する人、西上州、武州、野州其外おしなべて御神の御恩澤を蒙らぬはあらじ、常に神影を祭り奉り彌々信心有べき也、右は大かた人の知りたる事なれども、今多くの星霜を経たれば、桐生のかく繁華になりたる其根本を忘るゝ人も有るまじきにあらねば、猶くはしく知らしめんと

謹でしるし侍る也、七夕の牽牛星は農業の事を守り給ひ、織女星は絲機の事を守り給ふなれば、農業も絲機も、七月は新に利を得る時節なる故に、いにしへより此二星を祭る事なりとぞ、されば此白瀧姫は桐生萬々歳絲機の祖神なれば、天の織女星にながらへ奉りて祭り奉る事、めでたき謂れなるべし。

紀元文化歳次甲子秋七月吉辰

右の記録は白瀧姫が桐生へ來れると云ふ年より、千四十餘年も経たる後に里人の語り継ぎ言ひ継ぎせし事を記したるものなれば、果して眞の事なるや否やは知り難きも頗る趣味ある口碑傳説と謂つ可し然れども是れ必ずしも桐生織物の起原には非ざるべし、何となれば白瀧姫が桐生に來れると云ふより凡そ五十年前和銅七年（今を去る

事千二百餘年)に於て既に我が上野國より相模、常陸、上總の諸國と共に縋を献じたる事あり、縋は太絹の義にして大寶元年の制に據れば縋二尺二寸中長さ五丈二尺とあり、大寶元年は和銅七年より僅かに十三年前なれば其の間甚だ長からず、然るに和銅四年には織部司の挑文師を製絲業に適當なる二十一ヶ國即ち東海道にありては伊勢、尾張、三河、駿河、伊豆、東山道にありては近江、北陸道にありては越前、山陰道にありては但馬、伯耆、因幡、出雲、石見、山陽道にありては播磨、備前、備中、備後、安藝、南海道にありては紀伊、阿波、讃岐、伊豫へ遣し染色術、染料の製造、模様織方等を教へしむ、其の時我が上野は洩れたりき、想ふに當時は未だ養蠶機織の事業頗る幼稚なりしならん、然るに僅かに二三年にして縋の

献上を見るに至りしとすれば起原とも見るべきは和銅初年の頃なるべきか、斯の如く初め蠶絲機織の適當國に數はられざりし我が上野が今日海内に屈指の織物地として名聲を博する所以のものは白瀧姫の技術教授與つて力ありと謂ふべく、後世の山田人が白瀧姫を神に祀りて敬拜するもの決して偶然に非ざるなり。

上野は爾後年々縋を献納し來り織物の業また大に進み、延喜五年には上野は駿河、甲斐、相模、武藏、常陸、下野の六ヶ國と共に絹を献じたる事あり、然るに其れより僅か三十餘年にして平將門反旗を下總に翻へし、關東諸國一變して修羅の巷となり、民力衰へ事業廢れ將門誅伐の後も法紀亂れ、爲めに蠶織二業も絲の如く纏れ麻の如く亂れ、折角進歩し來りし桐生の織物業も一時退歩したるに相違な

く、遂に他物を代用して献上するに至りたり。

其の後また大に振興し、古書には東上州にて絹織物に妙を得しは仁田山にして小倉、仁田山々中の絹は實に名勢赫々たり、又た西上州にては日野を絹の名産として賞揚し、仁田山と日野、東西相對して進歩する有様なる趣きを記せり、仁田山は桐生新町の西方約半里の處、小倉は仁田山に近接する村落なれば、想ふに桐生織物の今日の盛名も其の源泉は此の山中より流れ出でたるものなるべきか、然るにても今や西上州の日野絹は其の名のみ留むるの有様にして桐生織物獨り發達して天下に名を成す、誠に是れ織姫神の加護に據るものと謂はざる可からざるなり。

後醍醐帝の御宇、新田義貞の義兵を上野國新田郡生品の森に起すや、

桐生産の絹を旗として大に活躍する處あり、遂に元弘の大義を全ふせしと云ふ、爾後益々此の業進みしが後土御門天皇の朝、應仁の亂あり以降其の餘波に因り稍々衰へしが、越えて凡ろ七十年、天文年間には足利義輝將軍へ進物用として桐生産の織物を供せしことあり夫れより凡ろ三十年天正年間には桐生の街衢一新し、飛杼の音漸く繁く、慶長の頃より復た旺盛となりたり。

慶長五年、關ヶ原の役に際し正使として本多彌三左衛門、副使として平岩七之助、又た從使として彦部彌助桐生に下降し徳川家康の命を傳ふ、之に因り旗帛二千四百疋及び旗竿等を献上せり、當時桶峽間合戦に際し徳川家康七騎にて三州大樹寺に入り將に自及せんとする時、大久保彦左衛門曰く、此處にて犬死せんよりは敵陣へ斬入

り戦死するの勝れるに若かずと、家康之に賛同せしが旗一流だに無し、如何はせんとしけるに具足櫓の中に丈七八尺許なる桐生産の絹ありけり、是れ幸ひなりとて大樹寺の和尚此の絹へ「厭離穢土欣求淨土」の八字を書す、之を旗として戦場に向ひ連戦連勝を得しかば上州絹吉例となり、天下泰平となりたる元和年中よりは桐生領一萬三千石五十四ヶ村にて絹二千四百十疋宛年々献上することゝなれり、所謂御旗献上の數量を二千四百十疋と定めたるは、其の頃五十四ヶ村にて機數二千四百十臺なりしを以て一機に付き一疋宛の割合なりしに因るなり、又た旗竿と爲す竹は上久方村及び廣澤村より伐り出して献上せしものにて、現に廣澤村には竹ヶ岡と稱する處今尙ほ存せり。

然るに此の事幾何もならずして寛永、正保の頃に至りては、旗絹も必要となりしが爲め代永を以て上納する制となり、中絹一疋に付き代永百三十五文、下絹一疋に付き代永百十五文宛、合計二千四百十疋代永四百十七貫文宛年々上納することゝなれり、當時附近の村落にも多少の機あり桐原の如きは皆無なりしも、名久木村の如きは小村なれども機數割合に多かりしと云ふ、而して當時の組合五十四ヶ村の名稱は左の如し。

組合五十四ヶ村名稱

下久方村	上久方村	二渡村	淺部村	高澤村
山地村	堤村	本宿村	村松村	新宿村
今泉村	境野村	上廣澤村	中廣澤村	下廣澤村

須永村	下仁田山村	一本木村	如來堂村	東小倉村
西小倉村	中仁田山村	上仁田山村	名久木村	小友村
下菱村	天王宿村	蕪町村	大間々町	塩原村
淺原村	長尾根村	小平村	下新田村	高津戸村
桐原村	二軒在家村	水沼村	小沼村	花輪村
小中村	小夜戸村	神戸村	座間村	澤入村
草木村	上田澤村	楡澤村	下田澤村	上神梅村
下神梅村	八木原村	宿廻村	桐生新町	

以上五十四ヶ村の位置多くは渡良瀬川の兩岸より兩野の國境を流るゝ桐生川沿岸に亘りて散在す、其の頃の御簇絹代永の高より見て重なる織物生産地を擧ぐれば、代永十貫文以上の地方は下久方村の一

部、西小倉村、塩原村、花輪村の一部、同五貫文以上の地方は下久方村の一部、上久方村の一部、淺部村、堤村、今泉村の一部、新宿村の一部、下仁田山村、東小倉村、下菱村、淺原村、高津戸村、花輪村の一部、小夜戸村、神戸村及び其の他にして當時桐生新町は此の重なる生産地に數わられざりき。

又た徳川氏は政略的に織物製造業に干渉したり、其の本旨は斯業を進歩發達せしめんとするにあらざして織物税を納めしめんとするに在りしなり、然るに其の當時の人心傾向は明治の今日と異なり多額の租税を納むるを以て誇りと爲したる時代なれば、納税も拒まらず脱税も謀らず、却て營業者一般に競争的に其の進歩生産を計りたり、且つ一方に在りては桐生が御簇絹献納の由緒に因りて種々の特典を

蒙りしは、地方の斯業をして益々發展の氣運に向はしめ、寛永年間
の禁絹令に際しても京都と共に絹織物製造を持續せしが如き、元祿
の頃改判料なる課税を免ぜられしが如き、明和年中御役御免を得し
が如き、何れも其の發達進歩を助けたるなり。

是より先き靈元天皇の御宇、寛文、延寶の頃は既に機業家の數大に
増加し、京、大阪、江戸其の他諸國より絹買商人の桐生へ入込む者
愈々多くなり來り、元祿年間の風俗華奢時代には頗る多數の絹を産
出し其の評判また最も宜しかりしが如し、而して又た元祿十一年御
簀帛御吉例の廉に由り、絲絹改判料御免となりたる結果斯業愈々進
みて、享保十六年（今を去ること凡う百八十年前）二月十三日始て
絹市は開設され之れを紗綾市の創始と爲し、桐生三八の市日は實に

茲に測源す、是より桐生織物の面目一新し、櫻町天皇の御宇、元文
三年より種々の意匠を凝らしたる新規の織物産出したり、曰く飛紗
綾、曰く綸子、曰く縮緬、曰く紹、曰く緞子、今如何なる故を以て
斯くは元文三年に於て頓に數種の新織物を生せしかを尋ぬるに、同
年春桐生新町を距る十數町なる下菱村の周藤平藏なる者京都西陣の
機工師彌兵衛を迎へて織物を改良し、次で同年暮桐生新町の新居藤
右衛門は又た西陣の機工師吉兵衛を聘して改良に腐心したれば、是
れより地方の技術意匠頓に進歩し舊日の面目を一變したり、今之れ
に關する記録あり、織物沿革史上頗る面白き事なれば左に録す。

彌兵衛、吉兵衛飛紗綾機取立之由來

彌兵衛は淨瑠璃芝居の太夫豊嶋太夫の父なり、元文の頃此芝居大

に流行し、歌舞伎芝居の繁昌を凌ぐ程なりしが、元文元年京都奉行所にては如何なる故にや、此太夫連を積多の手下となしたり、之が爲め太夫の江戸へ下るもの多く、彌兵衛の實子豊島太夫も亦江戸へ下りしより、老の身の子を思ふ彌兵衛も江戸へ下りけり。

其頃野州足利郡下菱村の出身青木七郎兵衛といふ者、江戸柳原辨慶橋にて上州屋の暖簾を下げ炭薪類の小賣渡世をなし、且つ故里なる絹賣人の止宿所として便宜を興へたり、此七郎兵衛右彌兵衛と懇意を結びける、折柄元文二年横瀬駿河守知行所下菱村周藤平藏地頭の用向にて上州屋に止宿中、七郎兵衛は飛紗綾製織が桐生地方の利益なる旨を注意し、彌兵衛を周旋せん事を述べたり、平藏歸村の後同志數輩（周藤太郎兵衛、蓼沼平兵衛、小林文左衛門新井彌三郎、青木與右衛門等）と協議一決せしかば、翌元文三年春飛脚を以て彌兵衛を迎へ、飛紗綾の指南を受け奇利を博したり因て七軒聯合し專賣の有様にて飛紗綾を製造す、紋は京都の彦兵衛に注文せしと云ふ。

同年三月辨慶橋の上州屋七郎兵衛は湯島の失火に全焼となり、桐生へ歸り六丁目に借宅し日夜新居治兵衛方へ出入せり、或夜の物語りに、治兵衛飛紗綾製造普及の件に付七郎兵衛に計りしかば、七郎兵衛は翌日下菱村周藤太郎兵衛に交渉せしがならず、因て七郎兵衛は新居藤右衛門の指圖を受け、豫て江戸に知己たりし吉兵衛迎への爲め、同年霜月十五日桐生を發足せり。

井筒屋吉兵衛は京都西陣野本といふ機業家に勤めし機工師にして

若年其業をやめ、江戸表に來り淺草俵町に住すること三十年貧困を極む、偶七郎兵衛の推薦により、元文三年極月二日桐生に同道せり、時に齡五十三歳なりしが外見六十有餘の老人なりき。

吉兵衛桐生着後老體を藤右衛門に助けられ、横町八染清兵衛に機臺を製造せしめ、紋、箆等其他機道具一式は京都高倉通八幡屋半四郎弟庄八へ注文の依頼をなし、箆は龜甲屋宇兵衛にて二十六算のもの代十五匁に拵へ、其他一式出來元文四年正月十六日十七屋飛脚便にて着す。

初機は發企人たる新居藤右衛門にて二月三日織初め、二番は新居與市兵衛、三番は境野清兵衛、四番は金子治右衛門、五番は林長右衛門、六番は新宿村萩原惣右衛門、七番は境野村下山直右衛門

と順次に之が製織に着手せり、同時に新居藤右衛門は開放主義にて之が流布を計りしかば、機數忽ち増加し元文六年には四十餘の機數となり、翌七年の春に至り多額の注文を受くるに至り、寛保三年の頃は山田郡、勢多郡、新田郡、前橋領、館林領、野州足利郡西上州安中地方へも流布せり。

元來京都にては其の原料を重に奥州邊に仰ぎ、桐生は主として上州産の絲を用ゐたりしを以て隨て製造費を減殺する事を得たるなり、然る處へ彌兵衛、吉兵衛の京都製織法を傳授するありて桐生織物は著るしく進歩し、漸次京都の織物を凌駕するの狀態に進み却て京都に其の製品を輸送するに至れり、桐生機業の進化は其の製織に於ても其の販路に於ても西陣の一大強敵なり、茲に於て寛保四年即ち延

享元年西陣の機業家三十一人連署し、徳川幕府に高機紋織の差留を請願したり、幕府は足利時代の西陣織物保護の前例に則り其の哀願を容れ、西陣へ紋織物の特權を與へたり、然るに又た諸國より價格低廉なる織物が漸次京都に輸送せられ、爲めに西陣織物の販路の杜絶せんことを憂ひ、他國より輸入禁止の命あらんことを出願せしに幕府は亦た之をも許可せり、如何に桐生地方の織物が元文年間より長足の進歩を爲せしかば此の一事を以ても知るべきなり、而も其の禁令は到底永く實施せらるべきものに非ず、何時とはなしに自然消滅の姿となり桐生織物は益々技術進歩し意匠高尚となり、宛がら春花秋葉相交ゆるの光景を呈し、寛延寶曆の頃には東雲純子と稱する帶地は創製せられ、將に西陣織物を凌がんとするに至れり。

越えて寶曆年間には絲絹運上を免ぜらるゝあり、明和年間には御役御免の事ありて大に桐生織物發展の道開かれたり、是等は何れも前述せし如く御統帛獻納の吉例に因りて得たる特典なれば今是れに關する記録を左に掲げて當業者の話柄に供せん。

寶曆年間の絲絹運上被免

寶曆十年辰三月御代官會田伊右衛門様御手代針屋順八殿當所へ被參被仰渡候趣は此度武州本庄宿伊右衛門臺川村新五郎兩人上州武藏兩國絹絲運上相願候に付、承知印形取候様被仰付候に付相廻り候、當地得心の上印形一致と被仰渡候依而書付差上、先年紀伊國屋願望候古例も有之候間我等發頭いたし五十三ヶ村へ廻文相廻し淨運寺へ寄合相談に及候處(中略)一統いたし訴狀相認御勘定御

勝手方石谷備後守様迄罷出候、御訴訟申上候所、備後守様被仰渡候は、先達の願人共召出、其方共絲絹運上の儀故障有之に付、取上の御沙汰に不及候、此儀重而願出候間敷旨書付取置候、如是相止申付候上は其方共願之儀も有間敷候、然上は右之願書相返由被仰付無事に相濟罷歸、運上相止候如是兩度迄御徳用の付候地故相止申事は御簾帛代永之儀は御吉例と思はるゝ事なり。

御役御免の事

明和二酉年四月十七日東照大権現様百五十回忌御法會に付御高家様方御下向に付關八州に御傳馬人足百石に付人足六人馬三疋宛被仰付國々難儀に及武州邊の騷動は百姓二三萬人宛徒黨いたし名主を打潰し旁々不届に被思召八幡山邊にては大勢召捕れ御仕置に成

候者も多く有之右之御傳馬人足御訴訟致度我等發頭にて衆生院に桐生領寄合候所、山中筋並大間々、桐原、二軒在家、上菱、下菱小友、境野右之村々は相除可申由に依残り三十三ヶ村一統いたし御減少被成下候様御願申上候、御勘定御奉行安藤彈正少弼様御役所被仰付候趣は請書可差出其方共差上候願書之奥に張付被差置候と被仰付御下書に曰、右之趣願上候所、御吟味の上御簾帛献上の儀相分り候間不願共減少可申附候間御差圖相待可申旨被仰付承知得心御請仕候以上、如是請書差上候依之下野金崎宿より御用人馬書付拜見に可參廻狀に依而拜見いたし候所右願村三十ヶ村は石高半減を以て人馬相勤候様に被仰付候、關八ヶ國人足一人も御用捨無之所に此方村方は願之通り被仰付難有奉存候惣百姓悦三十ヶ村

之石高積り五百兩餘不足に掛り申候、是御簇帛之御影にて剩へ右之請書は差上候訴狀之奥へ張付紙有之定而御藏に納可申候是迄申傳計にて御簇帛無證據に御座候所此度御旗帛献上と堅く成候上は桐生末代之財也子々孫々迄申傳何事も申立に可相成事也。

斯の如くにして桐生織物は年を逐ふて發達し、天明の頃に至りては絹買業者次第に多くなり、桐生新町に二十二名、新宿村に四名、今泉村に四名、粟谷村に一名、新田村に二名、山之神村に一名、大原宿に一名、居館村に一名、高澤村に一名、桐原村に一名、小俣村に二名、其の他に二名合計四十二名を算し、其の頃の取引先の重なるものは大丸屋正右衛門、志摩屋市郎左衛門、近江屋三左衛門、槌屋藤右衛門等なりしと云ふ。

文化文政の頃に至りては織物の技術大に進み、機業家は何れも支那風の織物を模造し絲錦、琥珀、龍紋等を製織するに至れり、然れば随つて紋工の技術も進歩し名工現はれ、新宿の萩原眞兵衛は小純子の模様苦心し、桐生町五丁目の石田九野は唐草模様を工夫し西陣織物を研究し新意匠を案出し遂に厚板、緞子等の貴重なる帶地類を製出するに至りたるが如き大に桐生織物の改進を促し、九野の門人笠原吉郎は又た日本文人畫を應用して嘉永年間に大和錦類を發達せしめ、或は意匠紙輕便引機械を創製する等機業界に尠なからざる便益を興へ、安政に至りては最も意匠を凝らしたる美術的琥珀、龍紋製織せられたり、又た舶來綿絲を原料として絹綿交織を製造せしも安政年間にあり、其の美にして廉なる大に世人の好尚に適し多額

の産出を見るに至り、彼の脱疽御召と稱する綿御召の如きは實に其の好適例なりとす。

慶應三年維新の變起るや桐生織物も一時需要の途を失ひ産額退歩せしも、王政復古の大業成り天下の形勢一變するや需要頓に増加し、製造者年を追ふて殖に産額亦た著しく増せしが明治四年の頃より奸商輩現はれて此の機に乗じ、桐生産の名を濫用し一獲千金の利を得んとするものあり、爲めに精巧品も餘波を被り玉石混交視せられ大に桐生織物の聲價と信用とを失墜したりき、茲に於て地方有志は之れを憂ひ同業組合組織の急務を認め、同十二年桐生新町の中央を下し桐生會社なるものを建設し機業上一般の監督を爲し四種の證紙を製品に貼附し以て一目其の精粗を明にせしかば、忽ち之れが信用を

恢復したり。

是より先き明治十年の頃より桐生織物が洋式に進化するの端緒を開きたり、森山芳平の如き他に率先し、早くも同年第一回内國勸業博覽會の出品たるチャカード機を購入して其の使用法を研究し、又た一方には翌十一年群馬縣廳に請願して縣立醫學校に通ひ、同校教諭小山健三に就きて染色一斑を究め、染色の改良をなし機業の發達を助けたり、後藤定吉は又た同十年南京縹子輸入統計表を見、大に感ずる所ありて絹綿縹子を試織し之れを世に出せしに喝采を博し、後ち觀光縹子と命名し大に好評を得、漸次是れに倣ふて黒縹子を織るもの多く、梅田村の青木熊太郎は後藤定吉の後繼者として觀光縹子の製造を營み、尙ほ各機業地を視察して、之れが改良を謀り遂に十

四年成愛社を上久方に興し洋式繻子整理機械を据附け以て製品の眞價を放ちたり。

其の頃は彼の西南戦役の後にして桐生織物の全盛期に屬し、大摺襦の大和錦帯地は時好に適し其の賣行き最も好況を呈し京都製の帯地を壓倒するの概ありき、十五年頃よりは嗜好一變し優美なる意匠の繻珍類盛んに製織せられ世の需用を充たし、又た一方には既に川内村に縮緬機業會社なるもの設けられ桐生織物の種類は多々益々其の數を加へ來れり。

同十五年桐生會社の組織を改め桐生物産會社と稱し織物販賣業者をも入社せしめたり、而して桐生産織物は足利市場にても販賣するを以て、機業上の監督及び維持方法を足利町商工會と協議し、其の證

紙には絲質をも記入し以て改良進歩と販路の擴張とを計りたり、斯くて年一年に進歩の域に向ひ同十七年には前記の縮緬機業會社は東安樂土に移轉して桐生縮緬合資會社となり専ら輸出向縮緬を製織せり、十八年よりは佐羽吉右衛門、小野里喜左衛門等の商店盛んに羽二重を輸出するに至れり、羽二重は是より先き明治十三年中山田村の機業家が、西洋の嗜好に適合する様に考案試織し、或る商館の手を経て之を米國へ販賣せしものにして實に之れ桐生羽二重輸出の祖にして又た本邦該輸出の創始となす、然るに此の羽二重大に彼の好尚に投じ賞揚を受け同年末より漸次輸出せられ、年々盛況を呈して更らに縞羽二重、紋羽二重の製造輸出を見ることゝなれり。

同十九年染色講習所を開設し桐生物産會社を以て之に當て、山岡農

商務技師を聘し染色を傳習したるより其の改良進歩の蹟大に見るべきものあり、翌二十年頃よりチャカード機械を使用するもの年毎に加はりて紋織の術著しく進歩し、隨つて舊來の紋曳装置は漸次廢れたり、就中森山芳平、横山嘉兵衛、藤生佐吉郎等の如き最も精巧なる紋織物を製造せしかば、同二十年、皇室御用品製織の榮譽を擔ふに至れり、尤も桐生紋織物の進歩發達に就ては森山芳平の父芳右衛門與りて力ありしと云ふ。

又先に米國の機業を視察して歸朝したる佐羽喜六は此の年十一月を以て日本織物株式會社を新宿に起し、織物、撚絲、整理、染色等の業務を開始し、次で盛んに織姫繻子を製産し以て彼の南京繻子の輸入を防ぎたり、然るに斯くの如く桐生織物は輸出向に於て發展する

と同時に漸次粗製濫造の弊害を讓生し、明治二十五年の頃に至りては組合規約のみにては到底之れを防ぐこと能はずなり行きたるより同二十六年組合準則に依り、更に桐生商工業組合を組織し、輸出織物には其の一端に規定の證印を押捺したる澁箋を織込ましめ、内國品には嚴重なる検査法を確定せり、斯くて其の弊害を矯正することを得、同年桐生縮緬會社は横濱商館より輸日向絹綿交織物の注文を受け、苦心考案の結果遂に勾配甲斐絹を創製するに至れり、一に之れを紅梅海絹とも記し非常の好評を博し、此の外平甲斐絹、紋甲斐絹、紋勾配甲斐絹、レース甲斐絹等相尋で輸出するに至りたり、同二十八年には金子竹太郎の創製に成る寶繻子と稱する絹綿繻子織り出され、大に需用者の嗜好に投じたり、後ち經絹緯綿の綿繻珍は一

轉して經緯緯絹となり、バランスと稱する一種の織物の如き之れ亦た頗る好評を博したり。

明治二十九年四月町立桐生織物學校を創立し、主として機織染色兩科の學理及び實地を授け以て地方斯業の發展を企圖したり、爾來學理の應用は實地の上に施さるゝに至り、同三十三年十月以降輸出織物の改善を計らんが爲め、桐生物産同業組合に於て之が検査を勵行す、又た此の年紋紐好況を呈し、桐生地方は其の多額の産出を示したり、越えて同三十五年頃より支那向きのタンタンピース有勢となり、桐生織物株式會社及び境野方面に於て製出せられたり、爾後織物會社は主力をタンタンピースに注ぎ盛んに之を製織し、其の後洋式機臺を増設し益々其の製造に力を致したり。

同三十五年十二月、模範工場桐生撚絲合資會社興り、農商務省より貸下げの佛國新式撚絲機械にて細物の諸撚絲を生産するに至りしより織物下拵、機械の改良と相待て織物の進歩に一大便益を興へたり是より先き明治二十七八年頃廣澤村の飯塚春太郎及び新宿の江原貞助等は熱心に印度向タフタの製織に力を注ぎ、漸次發展して同三十八年に至り大に其の産額を増したるが、之れが製織に當りては撚絲會社の設立また與つて力ありしと云ふ。

斯くの如く桐生織物は其の種類の上に於て、其の技術の上に於て、其の意匠の上に於て、其の器械の上に於て、其の販路の上に於て其の産額の上に於て、年一年に發展の度を高めたるが、就中器械機具の進歩に於て大に見るべきものあり、其の絲繰、整經等は漸次洋式

となり、其の小道具例へば杼の如きも佛式の弓形を使用する様になり、又たチャカードにも改良を施され、之に伴ふ紋切機械の如き簡易輕便となり、爲めに容易に大模様を製織せらるゝに至り、同四十年には堀祐平は自ら器械を發明して斬新なるリボンを創織して流行界に投じ、又た一方には模範工場兩毛整織株式合資會社の桐生に設けらるゝありて、先に縣立と成りたる織物學校より流れ出づる智識の泉と、實際の上に現はるゝ技術の工と相融和し、明治四十一年の今日に於ける桐生の織物現況は正に是れ春風春水一時に來り、百花爛熳たるの好景と謂つ可きなり。

而して古へより今に至るまで桐生地方に於て製織せられたる織物の種類は果して幾千に達すべきか、今茲に擧げて數ふるの追なしと

雖も、其の内重要織物の今昔を語るは頗る興味を覺ゆることなれば左に之れを略叙せん。

縮 ● は太絹の義にして此の織物は桐生織物創始時代和銅年間に於て製織せられ朝廷に献じたり。

平絹 ● は縮の進化せしものにして元文以前専ら産出し、徳川將軍の御旗絹として献上したる吉例あり。

紗綾 ● 類は元文以前にも少しくありしも同三年より大に有勢となりて飛紗綾となり遂に天保初年より龍紋に進化す。

綸子 ● は元文三年より産出し東國綸子の創始とす。

紋綸子 ● は綸子の精巧なるものにして檜垣綸子の別名あり并は其の模様檜垣多きを以てなり、現今濱の郷方面にて産出する尺綾は即

ち綸子にして、着尺物としては尺巾三丈八尺、胴裏地としては四丈八尺を一疋となす、綿綾と稱するは尺綾の緯に綿絲を用ゐたるものにして生織物なれば桐生にて精練染色整理して需用地に送出す。

縮緬 は紗綾の如く元文三年京都の機工師の其の技を傳へしより始まれるものにして、其の際近江の長濱、美濃の岐阜、丹後の峯山地方にても織出せしが關東にては桐生を嚆矢とす、爾來着尺向として製産し安永、天明の頃に於ては飛紗綾の如く重要な位置を占めしが現時産額減少せり、安永の頃に於ける縮緬の巾は大巾二尺、巾尺七寸、小巾尺なりしが當今は九寸五分、尺六寸、尺八寸、二尺二寸、三尺等種々あり、長さは六丈を一疋とす而して現時は笠懸、堤方面に於て製出せらる、又た明治十七年頃桐生縮緬會社にて全力

を輸出縮緬の製造に注ぎ同二十年頃迄は極めて盛大なりしが後ち羽二重の輸出盛運となるに及んで漸次衰頽せり、此の他觀光縮緬あり。縮 は元文三年京都より傳はりしものにて安永、天明の頃に在りては紗綾、縮緬と共に桐生産用指の織物なりしなり、而して其の原料は大間々山中特産の平絲を經緯とせり、故に桐生産の絹にて仕立てし羽織は如何に小さく疊み置きて之を着するも皺の生ずることなき特性ありとて好評高し、現今の生産高は古への如く盛んならず新田、天王宿、一本木等に於て織る、尙ほ平絹は縞絹となり、立絹となり、縞縮緬となり、紋絹となり精巧を極む。

御召縮緬 は天保年間桐生の織工京都の製に倣ひ一種の柳條縮緬を織出す、之れ即ち御召縮緬なり、一時頗る有勢なりしが綿絲の輸

入せられて以來綿御召一名脱疽御召に轉化し、此の物販路擴張し元治、慶應の頃全盛を極めしがば本御召は僅かに其の餘命を保つ有様となれり、然るに明治二十八九年頃復活して需要増加し、岩崎慶三郎は絳物に工風を凝らし、木村芳太郎は熨斗目御召の如き新柄を考案し、木村徳次郎は靜風御召の專賣特許を得、以て大に本御召の聲價を高めたり、現時は産出甚だ多しと云ふべからず區域は東安樂土及び新宿等なりとす、而して本御召の外一時風通御召流行を來して産出多額に上りしが目下大に減少し、別に綿御召も産せり。

絲織 は綿南部の産額減少するに従ひ製産高を増したり、平絲織の外に綾絲織、風通織等を産せしが近くは節絲織好況なり。

緞子 は元文三年京師の技術を傳へしものにて東國にて緞子を織

ること茲に生まれり、寛延、寶曆の頃横町の大森辰右衛門東雲緞子を製し、天保年間石田九野は工風して二重緞子、三重緞子等緻密なる帶地を織り其の技術西陣の夫れに比して下らず、其の産額も亦た彼を凌ぐの盛況を呈し、安政年間木綿輸入以來綿緞子製織せられしが慶應年間より琥珀帶地の壓倒を受け緞子帶地は漸次減額せり、近くは胴裏地の緞子内地向として製出せらる。

倭綿 は文政初年京都の法に倣ひ桐生の織工始めて絲綿を織る、天保嘉永年間石田九野、笠原吉郎等倭綿に進化せしめたり、爾來盛況を呈して海内に其の名高く明治十二年の頃は其の頂點に達したりしが、同十四五年頃より衰運に傾き、綿珍、琥珀之れに代りたり。

厚板 は又た阿都伊多織とも書し絲綿の變化したるものにして天

保年間石田九野の創案に係る、一時流行を極めて京都産織物を凌駕するの盛運となり、綿絲輸入後は之れを厚板の緯絲となし研究練磨一二年にして外見蠶絲に等しき製品を得販路大に擴張せられしが、明治二三年の頃に至り倭綿帶地の爲め壓倒せられたり。

琥珀 是文化、文政の間に於て男子用帶地を製織し其の産額は筑前よりも多かりしが、天保年間八王子に於て盛んに製出したる爲め衰頽し、代つて天保より慶應に亘り紋琥珀女帶地發達し漸次世の流行となり遂に前に厚板を壓倒したる倭綿を壓倒するに至り、明治十七八年福田森太郎等益々改善を計り、現時新宿方面に於て精品を出し其の名稱も種々優美なるものに變更したり。

繻子 是天保年間始めて製造せられたるものなるが明治十年頃觀

光繻子製せらるゝに及んで之れを本繻子と唱ふる様になり全時に漸次衰頽に傾きたり、

觀光繻子 是明治十年後藤定吉の創製に係る、始め後藤定吉南京繻子輸入統計表を見て大に感ずる所あり、先づ其の品質に習ひ巾二尺一寸長さ三丈の絹綿繻子二疋を織り之れを佐羽商店へ持行きしに頗る喝采を博し、此の試織の繻子は名古屋の買次商笹善の手に入りたり、同十二年の頃彼の一種の教義を唱へたりし佐田介石桐生に遊び、桐生の寺院にては其の頃佐田介石か組織せる輸入防壓の目的たる觀光社へ委託販賣せよと勸誘せしが、後藤定吉は微力なりとて之れに應ぜざりき、爾後九寸巾二本續の絹綿繻子は同人に依り製織せらる、此品は東京淺草小川屋の手を経て右觀光社へ入れり是れ觀光

縞子の名稱ある所以なり、此頃佐羽商店が後藤方へ注文せし高は一市に十本乃至十五本に過ぎざりしか、漸次盛況を呈して之に倣ふ者多く、同十四年以後成愛合資會社縞子部に於て之を製造し英國式機械にて整理をなし結果佳良賣行好況なりき、同二十年よりは日本織物會社に於て佛國式機械を用ひ縞縞子（商標白瀧姫）の名稱にて盛んに觀光縞子を製造し、京都の都縞子、九重縞子と共に好評を博し、現時はまた同一織物に製造人思ひ／＼に種々雑多の名稱を附するに至れり。

縞珍ハ本縞子に優美なる模様を織出せしものにて明治十四五年の頃倭織の帶地に代りて製出せられしもの、一時全盛を極めしが其の後少しく衰へ現今は縞縞珍出で又た山吹織に轉化せり。

薄琥珀ハ安政五年横濱開港以來輸出品として演表へ出荷せしに因り濱琥珀の名あり、爾來江原貞助、江泉政右衛門等苦心之が經營を爲し、羽二重、甲斐絹の類有數の輸出織物として光彩を放ちたりし時代に於ては産額僅少なりしが、明治三十六年頃再び頭角を現はしたり。

羽二重ハ本邦の輸出織物中主要なる物。而して其の先導者は桐生にして時は明治十三年なり、其の製品は重に十匁附（巾一寸長さ六丈にて練上りの重量十匁の略稱）乃至以上の重目物なり、最初製造せしは平羽二重のみなりしが次で縞羽二重、紋羽二重等續出し本邦の機業界を風靡せり、而して其の全盛時代は同二十四五年より二十七八年の間にして之れが製織に付き設備の改良を爲したるは成愛

社羽二重部なりき、其の後漸次重目羽二重の需要減じ今は製織する者なし。

●●●●
甲斐絹

は甲州産の夫れとは品質を異にし又た使用の目的を異にす、故に一に海絹とも書せり、縞甲斐絹、紋甲斐絹は明治十九年の創製にして同二十五年より二十八年に亘りて盛んに輸出せられしが爾後年々減額せり、勾配甲斐絹は同二十六年桐生縮緬會社の創製に係り羽二重と兩々相並んで屈指の輸出織物たり、一時紋勾配、綿勾配等も産出せられしが近年頗る減少せり。

●●●●
紋絨

は品質の劣りたる紋羽二重にして同三十二年末頃より注文に應じ輸出したる織物にて現時も製出す。

●●●●
タンタンビース

は清國向の色縞子にして同三十五年頃より桐生

織物株式會社にて盛んに製出したり、生織なれば製織後同會社染色部にて精練染色し、整理部にて整理を行ひ以て商品とす、同三十七年より一般に産額を増し今尙ほ盛んなり。

●●●●
タフタ

は明治二十八年の頃廣澤村飯塚春太郎率先して印度向

タフタを製織す、其の機械多くは外國式に據りたれば製品巧妙なりとの評判高く年々歳々産額を増し現時之れに倣ふ者多く前途有望なり。

●●●●
リボン

は明治四十年より堀祐平自ら其の機械を發明し其の意匠を考案して創製したるもの、未だ産額多からずと雖も其の胡蝶リボンは流行を來すの兆あり。

此の他舉げ來れば現今製織せらるゝものゝみにても其の種類幾百に

上るべきかを知らず、今は唯だ重要織物の今昔を語り以て桐生織物の沿革を窺ひし而已。

濱 臣

上野や桐生なごめが織るはたの

あやしきまで見ゆるわざも

第四章 織物原料の沿革

養蠶、製絲、機織の三業は其の間離るべからざる密接の關係を有すと雖も、世の進歩するに隨ひて分業となり、遂に連鎖無きが如き觀を呈するも之れ自然の勢と云ふ可く、桐生織物も其の創始時代と認むべき和銅年間の頃にありては、無論里人は自ら蠶を飼ひ絲を繰り

因て以て得たる處の生絲を原料とし機を織りたるなるべし、然るに爾來織物發達の趨勢に連れ、養蠶製絲及び機織の三者を兼業する處と能はざるを以て、養蠶と製絲の業は分離して桐生を去り機織の業のみ此の地に残りて進化せり、左れと今ま尚ほ桐生地方に養蠶と製絲の傍を殘せり、即ち一は桐生を去る北方里許の梅田村の養蠶とし一は桐生を去る二里の大間々山中の製絲とす、而して前者は其の繭質の佳良なるを以て知られ後者は他地方に類例なき特種の絲質なるを以て名高し、今ま大間々山中に於て産する特種の生絲即ち通稱平絲と稱するものに就て少しく語らん。

大間々山中産の平絲

平絲は重に桐生特産の絹の經緯に使用せらるゝ絲にして、多くは

桐生を去ること六里許なる花輪、草木等の諸村に於て産し農間に製絲するものなり、其の飼育蠶種は近くは又昔大部分を占め小石丸白玉等之れに亞ぐ、生繭一貫目を乾燥すれば重量減じて約三分の一となり之より凡ろ三割の平絲を製出することを得、例へば百匆の乾燥繭より三十匆乃至三十四匆の平絲を得べきなり、而して平絲に本平ほんぺいと亂平らんぺいとの別あり、本平とは品質優等なる平絲のことにして細の經緯に用ゐられ、亂平とは品質稍々下りたる平絲にして重に緯絲に用ゐらる、其の平絲の製方は勿論座繰製絲にして本平を製するには先づ繭十一粒程を鍋に入る、一本經用を製する場合には二十粒位を鍋に入れ適宜の溫度にて之を煮沸し、絲を引き出し左手の食指の先に一つ綾を掛けて後ち梓に巻取るなり、梓は

四角にして其の周圍曲尺二尺一寸高さ曲尺五寸、之に巻取る平絲の中は狭くして約曲尺二寸位の間とす、本平の製方は舊來斯の如く指端に搦みて行ひしが、近來は食指と拇指との間に絲を挿み軽く撚を掛けつゝ梓に巻き取る方法を行ふもあり、斯く梓へ巻き取りたる後ち梓の儘水中に浸漬して絲を洗ひ、次に四角の揚梓に返し取るなり、揚梓の周圍は曲尺八寸五分長さ四尺二寸、之に六総乃至五総を揚ぐ、廻轉數は別に測定することなく、繭一升より製したる平絲を一総となす、揚梓には振手の裝置なく小梓の絲が解かるゝに隨ひ梓角にて絲の振るゝを以て自然に綾が組み立てらるゝなり、又た亂平の製方は適度に曲げたる眞鍮の針金を鍋の縁にかけ、其の彎曲したる凹部に絲を載せ、毛を以て裝置したる輪の

間を通して小枠へ巻取るなり、繭の粒数は本平よりは少なく九粒乃至十粒とす、平絲の一日一人の出來高は繭量にて四升乃至五升、絲量は四五十匁なり、而して是等の平絲は大間々市場に於て取引せらる。

桐生特産の絹の原料としては右の平絲を使用すと雖も、其の他の各種織物用原料としては本邦各地産の器械絲及び座繰絲を用ゆるなり、往昔の生絲自製時代去り原料輸入期に入りて桐生が生絲を仕入れし地方は前橋を第一とし、大間々及び西上州より之を求め、幾星霜を経て横濱開港以來は輸出すべき生絲を積戻して使用するに至り、多く群馬は言ふに及ばず長野、福嶋等の製絲を購ふ、又た玉絲は前橋地方の特産なるを以て之を買ひ近く三州産の改良玉絲も輸入せら

る、紡績絲は新町紡績所製を最とし、柞蠶絲は支那蠶を使用し、人造絹絲は佛國産を用ゐるも未だ其の額尠なし。

綿絲の桐生地方に於て需要多くなりしは安政以後慶應年間にして、其の應用は脱疽御召縮緬の如き絹綿交織に在り、明治十年觀光繻子の創製せられてより其の緯絲用として需要大に増加し、次で綿々繻子出で、同二十六年には勾配甲斐絹の輸出するあり之れが交織用として頓に其の需要盛んとなり、近くは精巧なる綿繻珍及び綿御召の製織を見、綿絲は爲めに多額の輸入を示せり、是等に要する瓦斯細物は以前は外國品を仰ぎしが其の後内地に於て盛んに佳良品の製産せらるゝあり、近くは擬絹綿絲の製造せらるゝあれば桐生産綿織にも亦た一段の光彩を放てり。

撚絲は往昔迂遠の方法を以てせしが、天明年中岩瀬吉兵衛なる者あり水車を原動力とする和式撚絲用八丁器を發明せし以來、斯業界に一新生面を開きたり、今は是れに關する記録あれば左に記す。

岩瀬吉兵衛元成八丁發明之由來

吉兵衛（桐生町笠原才四郎の祖先）は下總國結城郡中村の人、安永七年郷里を辭し桐生町二丁目に轉住し、機織用器具製造販賣を業とす、當時撚絲用機械としては一に人力に因る紡車のみなりしが、吉兵衛其の不便を歎き、千思萬考自ら山城淀に赴き、水車の運轉を熟覽し、苦心經營の結果天明三年水力を原動力とする一の撚絲機械即ち八丁を創製し、斯業者及び機業家に一大利便を與へたり、文政五年吉兵衛齡七十七歳にして逝く、其の孫吉郎祖父の

遺志を繼ぎ、上梓に於ける撚絲一総の回轉數を測定せんが爲め、一の附屬機械を發明せんとし生命財産を犠牲に供し悲境に沈淪すること三年、遂に其の素志を貫徹し、回轉時計を考案し、撚絲用八丁を完美せしむることを得たり。

八丁一臺の錘數は二十錘を普通とすれども稀には一臺半掛と稱し三十錘のものあり、撚の強弱を言ひ表はすには何寸鏝と略稱するを常とす、鏝は八丁の輪の軸に在る木製の大鼓様の平圓板にして調繩により揚梓を廻轉せしむるものなり、鏝大なれば梓の廻轉度數速にして撚の弱き絲を得べく、之れに反し鏝小なれば梓の廻轉遅くして撚の強き絲を得べし、斯の如く鏝の大小は其の出來上りたる絲の撚の強弱に關係するを以て鏝の直徑を示すは即ち撚の強弱を示すものと

す、種類左の如し。

用途種別

罽の直徑

縹子經又は濱琥珀經

二寸八分

御召緯揚擦又は縮緬緯

三寸

御召緯下擦

三寸三分

甲斐絹經

三寸六分

琥珀帶地又は縹珍經

四寸

甲斐絹緯

七寸

此の他其の織物の性質に依りて大小適宜の罽を用ゐて適度の擦絲を得、和式八丁に於ける擦の強弱の呼稱は右の如くなるが之にて擦上げし絲の細太を言ひ表はすにも亦た舊來の習慣あり、即ち重量に因

るものにして何千何匁提と呼ぶ、例へば四千六十匁提と稱すれば揚梓周圍約鯨尺二尺八寸許のもの、廻轉數四千にして、二十縹を一提とし其の重量六十匁ありとの略稱なり、之れを新式デニールに改算すれば約二十五デニールとなるなり、故に近來はデニールの呼稱も行はる。

明治二十年十一月日本織物株式會社創立せられ、其の擦絲部に米國式擦絲機械を据附け、同二十二年七月同部を開業し之れを運用せしより洋式擦絲を出し、同三十二年には群馬縣立桐生織物學校にて機械實習部に佛國ベルトー會社製擦絲機械を据付け、該器械の効果を斯業界に示したり、次で同三十五年には擦絲を專業とする模範工場桐生擦絲合資會社興り、佛國製新式擦絲機械を用ひて盛んに細物の

諸撚絲、タフタ用又は縹子向品を製産し大に機械撚絲の發展を促したり、同三十五年日本織物株式會社の業務を繼續したる桐生織物株式會社撚絲部は、自用の外勤めて他の商工業者の需めに應じ米國式撚絲を供給し、兩會社共に其の製品卓絶の好評高く相待て撚絲の改善に汲々たり、而して織物會社の總錘數は六千、撚絲會社の錘數は創立當時四千なりしが三十九年に増錘して七千となり、又た將に事業擴張中にありて一萬五千に増錘せんとす、撚絲業は亦た分業にして機業家の之れ副業とする者甚だ稀に撚絲業にまた製造販賣業者と賃業者とあり、賃業者は生絲商或は機業家の注文に應じ之れを製す現今撚絲業者の多きは新宿にして、連戸の水車は桐生風景の一に數ふるに足るべし、而して和式八丁を備ふる工場にては片撚を専らと

し、洋式撚絲工場にては諸撚を重に製出す、目下桐生地方にて使用する細諸撚は前記兩會社製のもの多しと雖も、供給未だ充分ならざるを以て足利撚絲模範工場並に名古屋帝國撚絲會社の製品を以て之れを補ひ、片撚絲は前橋よりも仰ぐ、要するに桐生の撚絲業は往昔の紡車式が天明年間より八丁式となり、明治二十二年に至りて洋式撚絲の創始を見、同三十五年以後に於て其の効果を示し以て地方織物術の精巧に一段の光りを添はたるものなり。

此の里の榮をまもる機ひめの

めぐみあふがねなかりけり

第五章 染色及整練の沿革

六六

染色は古へに在りては草根木皮の煎汁を用ゐてしたり、桐生の如き現時は染色法大に發達し居れりと雖も、其の以前は何れも該煎汁を染色用に供したるなり、今も桐生に於ける染色の沿革を尋ねるに寛延、寶曆の頃桐生横町の大森辰右衛門始めて染機を製造したりと云へば之れを經絲染の創始と見るべきか、進んで植物性染料に代ゆるに人造染料を以てせしは桐生町四丁目岩下才助、及び東安樂土小林芳藏の兩人が紅粉並に紺粉を用ゐしを嚆矢とす、時は慶應二年にして右染料は其の頃佐羽商店が西洋より輸入せしものなりと、而して其の染法は酢を助劑とし染浴中に添加したりと云ふ、爾後明治元年の頃も人造染料は右の二種にして其の他は皆な舊來の草根木皮の煎

汁及び藍のみなりき、明治五年の頃より森山芳平、小林久太郎、後藤定吉等は此の至難なる染色改善の方面に向はんと欲し、醫士桑原鼎美に就きて舍密學を考究し化學入門を繕き、又た化學訓蒙を誦讀したり、森山芳平は尙ほ後藤定吉と謀り明治五年十二月桑原鼎美と共に上京して桐原真節に就き化學の教授を受け翌六年歸郷し、爾後孜孜として染色法の改善に意を注ぎ力を致したり。

然るに茲に西洋化學染色法の我邦に傳はりしに就て面白き話あり、染色機織の歴史上趣味あることなれば之を録さんに、頃は明治六年塙國に萬國博覽會の開設あるや我國始めて之に贊同し出品することゝなれり大隈伯之が事務總裁にして副總裁は伯爵佐野常民氏なり、斯くて佐野伯自ら渡嶼することゝなり隨行員の中に中村喜一郎と云

六七

ふ人あり、此の人こそ實に我國染色發達の祖とも云ふべく、佐野氏一行は明治六年一月埃國に向て出發し、爾來彼々として博覽會の事務に執掌したるが、中村喜一郎の觀察する處に據れば、歐州各國の出品は何れも精巧善美驚嘆すべきものなるに、我出品に至ては粗雑拙劣、到底彼に比すべくもあらず遺憾の餘も彼我の懸隔何故に然るやを探究したるに、彼は既に疾く學理講究の途開け之を應用したる結果斯くの如くなるを得たれ共、我に於ては舊慣を墨守して敢て改進の途に出づるを知らざるが爲めたるを看取し、中村自身に奮て學理講究の志を興し、以て本邦工業上の大革進を爲さんと期したるに適々副總裁の命令ありて其の事に従はしむることとなり、遂に意を決して料色研究の事に従ふ、是れ畢竟本邦出品中染色尤も拙劣にし

て意匠見るべきものなく、之に反して彼れ歐州諸國の製品たる實に燦爛目を驚かし艶麗優美人をして恍惚たらしむるものありたるに刺激されたるなり、當時歐州に在て染色の技術に於て化學應用に於て最も進歩せしは獨逸にして、到底他國の企て及ぶ所に非らざりしが中村は直ちに埃國を去て獨逸に到りユルエンブルグ州スチユットガルト府なる染料製造會社アニリンハブリツキ社に入り、始めて爰に染料の性質及び之れが應用法並に化學の原理を研究し、專心此に従事せしかば數月ならずして大に修得する所あり、益々講究の道を開き只管斯道の理を極め漸く學成り業遂げたれば進んで實地に之を試験し、聊か熟練の功を得んと欲するも、該地方たるや工業大に進歩し萬事分業法に據りたれば、染色の如きも絹、綿、毛、麻共に其の

工場を異にし其の業を別ち各専門技師の擔任に屬せり、然るに中村は一科のみの専修にあらずして染色全般を修得し、歸朝の上は主として斯業の改進を圖らんと欲するの任あるを以て勢ひ各工場に入らざるべからず、因て一工場に就き一科を修め一種を究め漸次實施の熟練を得て他工場に轉じ、斯くして數多専門技師に就き分業の各工場に轉移して漸く全般の技術を實修し得たれば、翌年六月歸朝することゝなれり、當時我國に在りては海外交通の便未だ全からずして文物殆んど舊態を改めず、是を以て折角新智識を外國に修得して歸朝するも之を應用せんとするに當りては先づ以て之が染料藥品等を得るの道なきに困まざるを得ず、茲に於て中村は豫め此の困難を避けんが爲めに人造染料數十種及び之を染成するに要すべき藥品並

に天然染料の未だ本邦に有らざるものに付き、最も必要なる種類を撰びて盡く之を獨逸に求めて携に歸りたるが、氏は歸朝後直ちに官命を奉じて京都に出張し、始めて修得の學理技術を應用して本邦斯業の上に之を試むべき端緒を開くを得たり、氏が京都に出張するや府廳にては先づ染殿と稱する染色研究傳習の敎舎を新設し數月にして建築落成せり、其の間氏は親しく當業者の工場に到り自ら本邦傳來の染法等を調査し彼我對照比較講究する所ありたり、當時本邦にては藍染を除く外は僅かに幼稚なる植物性染料に依り一二の藥品を以て種々なる染色を得んと欲したるが故に大抵化學の理に適せず、又當業者に於ては毫も化學の理を知らず従つて色澤暗澹着色概ね堅實ならず、殊に人造染料の如きは僅に紅粉、紫粉の二種あるに過ぎ

す、然るに中村の持ち來れる染料は大に進歩したる精良品の上に種類も數多なりければ自由に欲する處の色合を染め得たるを以て、染殿に於ては府下の營業者及び有志者並に當時の知事勸誘して、各府縣の勸業課より二名乃至三名の有志者を撰拔せしめ、之を集めて氏が携へ歸れる染料藥品に付き其の使用法並に化學的染法の理を教授し、併せて實驗の術を傳習せしめ大に斯業の改善發達に努めたり、是れ實に本邦の化學的染法の嚆矢にして人造染料及び舶來天然染料の我邦に傳播せし濫觴と云ふ可し、何となれば氏が始めて携へ歸りし染料の使用法を説き之が實施の技を傳ふるや營業者一同其の輕便優美に驚嘆し、各地の機業地又た競つて之を注文し漸次其の術傳はり染料輸入の途開けたればなり。

中村喜一郎とは實に後に八王子染織學校々長と成られし人にして染色の著書もあり我が染織業界忘るべからざるの士たり、其の未だ京都に於て汎く有志に傳習するや講習生中に長野三郎なる人あり、此の人後ち群馬縣廳に奉職し染色講師として桐生に來る、時は明治九年なり、乃ち桐生町五丁目工場様の講習所を設け此處に於て機業場主並に職工等の傳習を受くる者七八十名に達せり、但し其の授くる處は速成的實技のみにして學理を缺きしが紅粉紺粉以外のアニリン染法漸次傳播せしは同講習所の與へし賜なりとす、然れども其の日課は簡單なる絹染に過ぎざりしを以て子弟等は二三ヶ月の修業にして満足せりとなし、尙ほ進んで教を乞はんとする者尠なし、茲に於てか森山芳平は小林久太郎、後藤定吉と協議し、長野講師を東安

樂土に馳し染色術の研究を爲せり、長野三郎桐生に止まる事約一年地方の染色改善の端緒茲に開けたり、同十年十月の頃縣立醫學校兼教諭小山健三醫師講習所に於て化學の講義を爲し、森山芳平外有志之を傍聽せり、翌十一年森山芳平、後藤定吉、長竹三郎、小林久太郎、横山久四郎等時の縣令楫取氏の許可を得て群馬縣醫學校（校舍は今の縣廳前物産陳列場）の質問生となり化學を研究し以て染色術の進歩を助くるに力を致したり。

越えて明治十五年桐生町一丁目七縣聯合共進會開催の際、桐生織物の出品にして陳列中褪色せしものを認めしに由り茲に有志家七八名は愈々染色改善の必要を感じ、翌十六年之を時の山田郡長松井強哉に計る、偶々山岡技師桐生へ來遊せられしを好機會とし同技師に

謀りしに、同十七年より桐生へ出張して染色化學を教授することゝなり、同十九年より講習所組織となり、地方人の之を學ぶ者多く染色爲めに一新し、後ち同二十九年より學校組織となるに及んで更に一進す。

是より精練其の他の特種染物に就て略叙せんは、生絲精練法は舊來薰灰の浸出液を用ゐたりしが、明治十二三年頃より灰汁練廢れて炭酸曹達練に改まり、程なく石鹼練に進み現今は全部石鹼練となり、亦た更らに舊法を語る者無し、而して其の工程は新古を通じて袋練なるか近くは竿練も行はるゝに至れり、綿・緑・色・物・染・法・は・屢・應・二・年・前・に・あり・て・は・舊・法・の・植・物・性・染・料・のみを用ゐしが爾來堊基性染料を用ゐるに進んでアリザリン屬の堅牢染行はる、而して絹絲黒染の隆盛となり

しは明治十年以降にして始めはログウアの黄血塩黒なりしが、爾後
 フロンズ黒行はれ現今にては専ら之を行ふ、又た綿・絲・色・物・染・に・多・く
 用ゐらるゝ染料は捕基性染料、直接木綿染料及び顯色染料の類なり、
 而して綿・絲・黒・染・に・就・て・以・前・行・は・れ・し・方・法・は・綿・絲・を・矢・車・或・は・附・子・煎・汗
 中に煮込みたる後ち絞も上げ、之を鐵漿中に通ずるなり其の優等品
 には初め藍下染を取り前法を行ひたり、明治十年以降觀光縞子の緯
 として綿絲黒染盛況を呈し、ログウド黒とアニリン黒との折衷法行
 はる、而して染色工程は絹綿共に振染と竿染とあり総糊としては以
 前は多量の澱粉質のものを用ゐたりしが今日は少量のゴム糊を用ゆ
 又た総絲染は従來機業家に於て之を爲したりしが、近年織物製造業
 は昔時と異なり複雑となりたるを以て、各機業家は其の頭腦を染色

に分つ餘地なきと自然改良の必要を感じたるとに因り、之れ亦た分
 業となるに至れり。

是れより布染及び整理に就て少しく語る處あらしめよ。
 桐生布染の起原は其の創始の事は今ま知るに由なしと雖も、享保年
 間の頃より隆盛の氣運に向ひたるが如し、享保元年の頃は諸國の景
 氣好況なりければ染物の賣行よく多額の荷物を京都に出したりと、
 其の頃今泉村小林右兵衛地黒と名附け上絹のみを撰び黒に染色せし
 に色合佳良にして大に時好に適し、諸方より注文嵩み之れに應じ難
 き繁忙を極めたりと云ふ、同八九年の頃栗原又三郎方へ京都より張
 屋久兵衛なる者來り張物をなす、此の張加減を模擬し中村彌五郎も
 亦た張職をなせり、今泉伊之丞は白張に巧みなりしかば其の頃彌五

郎張、伊之丞張と唱へ兩々相對して有名なりき、後ち又三郎方へ京都の瀨兵衛と云ふ者來りて紅染をなせしが結果良好ならざりし爲め之れを廢したり、然れども爾來續々京都より來る染工多く、京都高倉通り紅染問屋に勤めし太郎兵衛は新居與一兵衛方へ來りて紅染を爲し斯業是より發達せり。

安永、天明の頃に於ける布染の材料は紗綾、縮緬の類にして、色合の普通なるは黒、紺、花色、御納戸、媚茶、萌黃、煤竹等なり、今ま安永、天明年間に於ける布染の書附を抜書せんに。

安永三年染代の覺拔書

(染代直げ)(飛紗綾物紋)四百五文御納戸、紺、花色、三百文媚茶、三百五文萌黃、黒、三百文煤竹(縮緬類)六百五十文(二尺幅)

黒、一貫文(同)紺、八百五十文(同)花色御納戸、九百文(尺七寸幅)紺、七百五十文(同)花色、御納戸、六百五文(小幅)紺、六百文(同)花色、御納戸、五百文(同)黒、媚茶、三百文(大幅)白張、二百五十文(中幅)白張、二百文(小幅)白張(紹類)九百五十文(大幅)紺、八百五十文(同)花色、御納戸、六百文(同)黒、五百文(同)媚茶、六百文(小幅)紺、三百五十文(同)黒、媚茶。

天明二年染代の覺拔書

(縮緬類)一貫四百文(廣)紺、一貫百文(中幅)紺、八百文(小幅)紺、(紹類)一貫百五十文(廣)紺、四百七十二文(小幅)紺。

明治以降に於ける布染用の種類を擧ぐれば尺綾、觀光縮緬、生縞子等にして重に人造染料を以て染色す、羽二重、紐の如きは單に精練

するのみにして染色するは稀なり。

整理工程を施す織物も亦た如上の種類にして明治維新前に於ける整理は極めて簡單なりしが、明治十六年梅田村成愛社にて英國マーサ・プラットの整理機械を運用し、觀光縞子の整理を行ひしより漸次洋風の整理法行はれ、次で日本織物會社整理部にて洋式整理の模範を示し、新宿佐々木元吉、境野清光舎の如き洋式にて綿縞珍等を整理したり、同二十八年頃安藤與吉東安樂土に湯伸工場を開き、手巧的に御召類の整理を爲す。

輸出羽二重の創業當時の整理法は和式によりしが洋式にあらざれば到底之を整理すること能はざるに因り程なく洋式設備の整理工場の開設を見るに至れり、現今印度向タフタ類及び支那向紋縞子の類好

況となるに伴ひ、之れが整理の方法機械設備等に付有志は頗る苦心經營しつゝあり。

梅の舎主人

花椿庭にこぼれてほろ／＼と

機械る乙女歌面白し

第六章 動力及機械之沿革

往昔の桐生に於ける諸器械運轉の動力は皆な人力なりしが、天明三年岩瀬吉兵衛の撚絲機八丁を發明するや漸次水力を利用するに至り明治十六年成愛社にて汽力を應用し整理機械を運轉す、同二十年日本織物株式會社創業となり渡長瀬の水力を用ゐて織機其の他の諸機

械を運轉し且つ汽力を染色に應用す、二十六年桐生電燈株式會社創立せられ水力電氣を點燈に利用せしが未だ之れを動力に應用するに至らざりし、現今にては石油發動機を据附け織物器械製造業或は印刷業を營む者ありと雖も多くは水力及び汽力とす、而して機械的設備の擴張は地方機業發展上之れを爲さざるべからず、之れに要する原動力はまた他に仰がざるべからず、爰に於て渡良瀬水力電氣株式會社は時勢の要求に應じて生れ明治四十年十二月諸工事完成し今や其の電力を機械運轉の動力及び點燈用に供給しつゝあり。

轉じて機械上に於ける器械の今昔を述べんに、元文以前にありては蹠機なりしが、元文以降蹠機となり紋織を爲すには空曳の裝置に依りたり、明治二十年頃ジャカードの普及によりて空曳法漸次廢れ現

時は觀光縐子帯地の額織に之れを使用するのみ、同二十年來力織機も現はれしと雖も未だ一般に用ゐらるゝ機運に向はず、されど下拵機械、絲繰、整經等は二十九年頃より洋式機械を使用するに至り、ジャカードも當時はバンサンデー式大模様織用を使用するに至る。

ジャカード機が本邦へ輸入せられしは明治五年十一月京都府より派遣せられたる織物傳習生三人が、佛國里昂にて買ひたるを以て創始とす、而して桐生へ傳來せしは明治十年第一回内國勸業博覽會へ三井物産會社の出品したるジャカード二百の口一臺を森山芳平、星野傳七郎、園田倉十郎の三人にて購求せしに始まる、其の頃佐羽安兵衛、高橋孝七の二人協同してジャカード三臺を購求し佐倉善七なる者を京都より聘して研究せり、翌十八年佐羽喜六米國に航し購求し

て歸朝せし鐵製ジャカード二臺の中九百の口一臺は森山芳平之を購求し、六百の口一臺は加藤正一之を購求したり、又た佐羽喜六が買ひ來りし米國發明の紋切器械一臺をも森山芳平、横山嘉兵衛、田村雄三郎の三人にて借受け使用せり、此年東京にて開かれたる共進會へ鐵製ジャカードを用ゐて織出したるものを出品せしと雖も眞にジャカードの運用を知りしは同二十年の頃にて、皇居御造營の爲め裝飾品の御用を森山芳平、横山嘉兵衛、藤生佐吉郎の三人に命ぜらるゝやジャカードの必要を感じ、横濱の商人に托してジャカード二十五臺を米國へ注文せしに同二十年十二月到着したれども悉く破損して用を爲さざるにより、更に米國へジャカード六臺を注文せしもの同二十一年四月到着せり、此のジャカードを使用し皇室の御用品美

術的織物を出したるより漸くジャカードの實益を知るに至り、同二十三年頃よりは一般に紋羽二重の製造にまで使用せらるゝことゝなれり、又た皇室御用品製織の爲め紋切器械の必要を感じたれども彼の佐羽喜六が米國より携え歸りし紋切器械は高價にして購求し難きより、同二十一年藤生佐吉郎、高力直寛と謀り木製にて作ることを工風し輕便なる紋切機械を創製せり、是れより以前は紋切器械なき故一々京都にて紋切を爲さしめ、或は自家にて一々紋紙に孔を穿ちたるかど其の苦心や想ふべきなり、又た二十年横山嘉兵衛米國鐵製のジャカードと佛國製ジャカードとを折衷し、新宿出口工場に命じて一種簡便なるジャカードを創製したり、爾後村田兵作専心ジャカード及び紋切機等の製造に従事し、現に同工場にては新式バンサン

デージャカード及び之れに對する紋切機械をも製造す。
 ドビーは京都にては機釣機と稱す、京都より之を桐生に傳へたるは
 高力直寛にして時は明治十九年なり、此の機械はジャカードと共に
 機業上に便益を與へ桐生地方の織物進歩を助けたること尠なからず
 但し現時使用するドビー中には其の構造に改良を加へられたるもの
 有り。

パツタンは明治十六年京都より傳來せり、其の當初にありては機械
 使用法不熟練なりしが爲め手投の杼よりも不便なりとて空しく之れ
 を物置に放置したる機業家もありしが、漸次使用法熟達するに及び
 て其の効用顯はれ、明治十八年笠原才四郎初めてパツタンの運用を
 工風し其れより盛んに輸出向羽二重の製織用に供せられ、爾後益々

機業上の利用區域を廣め、緯絲を二種以上使用する格子物類の織物
 にまでパツタンを用お技術は愈々練磨され、又た其の構造も初めは
 一挺杼のものにて二挺以上の杼を要す場合には工女の熟練に據りて
 手早く之れを取り替ふるの外なかりしが、桐生の機具製造人は二挺
 杼或は三挺杼パツタンに就き種々工風を凝らし、遂に山田郡川内村
 屋野喜代三郎は替杼パツタンの專賣特許を得るに至れり、同三十五
 年頃廣澤村飯塚春太郎工場にては新宿の機具師出口に製造せしめた
 る佛國式二挺杼パツタンを用ゐて胴裏地又は婦人洋服地を製織せり
 此の外木綿縮織用廻轉杼箱式二挺杼パツタンあり、彈條附パツタ
 ンあり、自働パツタンあり、近くは堀祐平リボン織用パツタンを案
 出したるも之れを秘密に附して未だ其の工場の參觀を許さず。

布卷機は古へは卷棒に麻繩を幾重にも搦ぎ小さき棒にて之れを支ふる仕掛なりしが後ち齒車止式となり、桐生町今野幸作は尙ほ之れに工風を凝らして往年專賣特許を得たり、此の機を用ゆれば織布極めて平滑に且つ光澤を出し、所謂ケンムラを生ずるの憂ひなく、又た經系緊張の度宜しきを得る等の利益あり。

管卷機は普通は専ら舊來の手巧的に據るものなるが稍々之れに改良を加へしものもあり、明治二十五年の頃東安樂土の後藤定吉が專賣特許を得し該機は大に工風を凝らしたるものにて絲の細太に關せず同大に卷き上ぐる特別の裝置あり、即ち替車の仕掛に依り加減するものにて、絲の細き時は齒數多き齒輪に因り、又た太き場合には齒數少なき齒輪にて運動に緩急を與へしめ、管が一定の大きさに卷上げ

らるれば時計が之れを鈴聲にて示す裝置を備ふ。

杼は機織用小道具中著しく改良せられ、現今は洋式弓形の杼及び木製口附の杼兩々製造せられ輸出物を織るに用ゐらる、而して杼の製織に妙を得しは桐生町新橋兼吉なりとす。

箴は古來小矢原と云ふ一部落に於て多く産出せり。

小島春比古

桐生川里のをさめが織る機の

手玉もゆらに鳴くかわづ哉

第七章 賃業者及職工の今昔

桐生機業界に於ける賃業者には紋工、機拵、賃職業、賃撚業、賃染

業、賃整理業等の別あれども絲撚、染色、整理等に就ては既に略ぼ述ぶる處ありたれば其の他に就て記さんに、機拵の元祖とも云ふべきは織物の沿革中に述べたる京都の彌兵衛、吉兵衛の兩人にして元文年間桐生に來り技術を傳授し、爾後織物の發達に伴ふて斯術も進み現今にては桐生に凡そ百四十人の機拵あり、紋工に就ても既に述べしが天保年間意匠考案に巧妙を得し石田九野あり、其の門下に笠原吉郎ありて爾來業を傳へ笠原才四郎に及び、又た廣澤に彦部忠吉郎なる者あり共に名を得しが其の他數人あり、現時に於ては常に十數人の紋工あり競ふて意匠の考案に腐心す、賃織業の始まりは何時の頃なるかを知らずと雖も、安政年間木綿の輸入せらるゝや廉價の織物を多額に産出する様になり、機業家は自家設備の機臺のみに

ては到底充分に産出し能はざるより賃織業者漸く盛んとなり、明治十四五年頃綿繻子の賣行好況となり需要に應じ難き狀況となりたれば賃織業者益々増加し、爾來輸出羽二重或は鞋類の隆盛なるに連れ其の賃織業者の數頗に増し桐生近郷の婦女子は恰も前橋市附近の婦女子が製絲の術を知らざる者無きが如く、機織の術を知らざる者無きに至り、今や農家の副業たりし村落の賃織業は却て賃織業が專業となり耕耘の業が副業たるの有様となれり、而して其の數は織物景況の如何に由りて年に盛衰無きに非ざれども、最近の統計に據れば尠なきも五千四百百人を算し多きは一萬人以上に達せんとするの多數に上れり。

是れより職工の狀態を語らんに、桐生に入り込みし工女の起原は詳

ならずと雖も、寛保年間より其の數増し來り、享保、元文の頃は桐生織物の發達史上特筆すべきものにして紗綾市の開始は享保十六年京都の機工師彌兵衛、吉兵衛の桐生に來れるは元文年間にありて、其の製品取引上の刷新及び織物技術の進化は諸國の需要を高め之れに伴はんとする供給力の増進を計るより、自然工女の必要を感ぜし結果寛保年中所謂奉公人宿の開業を見るに至りしなり、而して當時の奉公人は館林方面より來れるものゝ如く左の記録あり。

寛保二年壬戌八月朔日朝來曇天なりしが四ツ時頃雨降出し未申の時より風吹き添はり夜に入りて暴風雨となり家屋の破損等夥敷、翌朝に至り桐生近在の里川の堤崩れ渡良瀬、桐生の二川の増水非常にして對岸との交通絶えたり、利根川筋の水害は一層なる慘狀

を呈し作物は流失し翌年の春に於ける其地方の困窮は極度に達し婦女子に食を給與すること能はざるに至れり、其頃宿の島に甚右衛門といふもの何人の依頼を受けしが利根川筋なる川俣に行き紗綾職工二三人雇ひ歸り其後又一二人連れ來り之を餓死の悲境より救ひ職を授けたり之を聞きたる林長右衛門は桐生町六丁目の利兵衛といふものに依頼し大輪村より幼女二名を桐生へ連れ來れり。

斯くて寛保三年十一月には館林領中野村より四人の工女來り延享二年の暮には二十人許り翌三年の暮には三十人餘となれり、爾來奉公人の桐生に入込むもの多くなりしが從來館林領よりは猿島領の茶摘奉公或は奥街道小山宿の勤め奉公に行きしものなりしを、桐生の奉公は野山に出づることなく給金も割合に多ければ隨て先を争ひ桐生

の機屋へ住み込むもの多數となりぬ、寶曆の頃に於ける奉公人數は七百人程に達し奉公人宿一軒にて二百人も周旋せるあり、而して其の頃の給料は一人一ヶ年上織にて四両より五両、中織にて二両二分より三両二分、並織にて一両二分より二両二分、絞引にて三分より一両一分位なりき、其の一人一ヶ年の生産高は上織にて二百三十反より二百六十反、中織にて百八十反より二百三十反、並織にて百五六十反なりしと云ふ。

明治以降は北越、能州、奥州邊より入り込むもの多く職工の八割位までは女工にして男工は二割位なり、最近の統計に依れば少なき年は男工三千四百人女工一萬人、多き年は男工四千五百人女工一万人に及べり、而して是等の職工は二十歳未滿なれば五年の年季と

普通とし以上は隨意之れを定め衣食は雇主の支給とし給料一ヶ年二十五圓乃至卅圓、通勤者にありては日給四十錢乃至六十錢位なり。

光明寺櫻

海上嵐平

はな寺の花吹く風は山の名の

岩木戸さちてさほさすもつな

第八章 市場及賣買の今昔

桐生の市日は三八の六齋なるが古へは五九の日なりしと云ふ、并は桐生領の惣社天満宮の縁日が九月九日、二月二十五日なりしに因めるものならんか、然るに足利の市日も五九にして桐生と同日、大間

々の市日は四八にして桐生市の前日なれば種々の故障ありたり、其の桐生市場は片側は重目絹を商ひ片側は軽目絹を商ひ、又た後に朝の内に軽目絹を賣買し次に重目絹を賣買せし事もありしが、多くは軽目物が桐生に於て取引せられ重目物は大間々市場に現はるゝ例となりたり、當時大間々に多大の勢力を得たる絹買宿の星野武左衛門と云ふ者あり之れが爲め大間々市場大に繁昌し、桐生市場は非常の影響を被りたり、茲に於て桐生にては享保十二年に三七の市日を小市と名づけ五九及び三七の十二回に市を立て翌年に至りて五九の市を廢して三七と改めたるが、漸次大間々の絹市場は衰へ桐生に於て取引せらるゝに至れり、享保十六年二月十三日には始めて紗綾市の開設を告げ絹買商に種々の便利を興ふることにしたり。

明治初年に於て三七の六齋を改めて三八の六齋とし三丁目、一丁目五丁目、四丁目、二丁目、六丁目の順を以て各所に絹買場を開きたるが、明治十四年一府六縣聯合共進會を桐生新町一丁目に開設せし會場を引繼ぎて市場を設置し、同二十五年五丁目西裏停車場通りに又た一の市場を建設し、前者を上の市場、後者を下の市場と稱し、毎月三日八日二十三日は上市場に於て、十三日十八日二十八日は下市場に於て取引を行ふ、而して桐生に於ける仲買商は四十餘名あり。賣買の狀態は、往昔の事は詳にする能はずと雖も、寛文延寶の頃は桐生機業家の數大に増加し、京坂、江戸其の他諸國より絹買商人の入込む者多く隨つて製品の販賣も其の頃より隆盛となりたり、各地問屋が買入るゝ方法は前金渡の仕組みにして桐生の買次は問屋より

前金にて絹代金を受取り適當品を機業家より購入して送附し後ち決算を行ひしなり、現時に於ける販賣方法も其の大體に於て昔時と異なるなきも、輸出物の販賣法は自ら其の趣きを同ふせざるを以て之れを二様に分ちて説かん。

内地用織物の賣買は市場取引を爲すもの普通にして之れが仲買商は毎日一定の店舗に出張し地方各機業家より織出せし各種織物に就き全国各地の華客より注文し來りし織物を買入れ之れを各地に輸送するなり、市日に於ける市場の雜踏は非常にて筆紙に盡すべくもならず、而して各種の織物を仲買商が一手に取纏め多量の注文に應ずるは問屋の便とする所にして、又た仲買商が問屋に對し自己の責任を以て賣買取引の衝に當り金融の便を計るは機業家にありても非常に

利とする處なり、加之問屋側にありても僅々なる一定の手數料即ち口錢を仲買に支拂ひ其の手を経るときは之れが買入品に對する一切の責任を仲買商に負はしむるを以て、萬一不正品等ある場合にても直ちに之を返戻し其の代價を辨償せしむるの利益あるが故に、其の手を経るもの多きは自然の勢なり、然れども各地問屋より直接機業家に注文するものも亦た無きにあらず、機業家も進んで其の注文に應ずると雖も奈何せん相互間信用の程度分明ならざる事情及び製品が一定の期日に間に合はざる點なしと云ふべからず、玆を以て往々取引上に不便を來し相互間に圓滿を缺くの恐れなしとせざれば、隨つて直接取引の方法は發達せざるなり、今ま仲買商口錢の規定を擧ぐれば一ヶ年間買取高金一萬圓未満口錢一分八厘、一萬圓以上三萬

圓未滿同一分五厘、三萬圓以上同一分二厘なり。

輸出向織物賣買は内地用織物の賣買とは其の趣きを異にせり、稀れに直輸出を試むる者ありと雖も此の方法は未だ發達せず、何れも外國商館の注文取引にして然かも内地品と均しく輸出仲買商の手を経るもの十中の八九に居れり、而して仲買商と機業家との取引は之を二種に大別することを得べし、乃ち一は現場取引にして一は委託販賣なり、現場取引とは最初仲買商より或る織物を注文し其の際數量、品質、尺巾、重量、價格等を取極め取引を豫約し、該品の織り上りたる時機業家は之を仲買商店に持參し現品の見分けを受け、合格品は直ちに其の場に於て取引を結了するものを云ひ、委託販賣とは機業家に於て仲買商より外國商館の注文を受け繼ぎ、該品織り上りたる

時仲買商店の手を経て該商館に送り、商館にて現品を見分け其の賣買價格を定め商談の成立を見始めて仲買商に對し一定の手數料を支拂ひ取引を結了するものを云ふ。

賣上げ勘定に就ては現金取引稀にして三十日拂の手形取引大部分を占む、機業家は此の手形にて原料を購入し若くは銀行にて割引を爲すを常とす。

秋 興

牧 芳 正

はた織り虫の啼くなべに

秋の野面をこひ來れば

露に染まりし絲すゝき

風に纏れすうよななり

第九章 桐生織物之産額

桐生織物の創始時代より元文年間に至るまでは單純なる種類の絹織物のみなりしが、元文以降紋織物に進み次で染織物を加へ安政年間に至りては原料として綿絲をも使用し、明治十七年以後盛んに羽二重、甲斐絹等の輸出物を製出し現今にては製造せらるゝ織物の種類頗る夥多となれり、而して其の産額は幾何に上りしか明治維新前に於ては正確なる記録あるを見ず、延享頃には紗綾のみにて年産額十萬五千反に上り十反を金一兩とすれば此の價格一萬五百兩なりと云へる記録あり、明治初年に至りても統計不完全にして其の正確なるものを知るに由なく、明治十六年中の生産額は六十四萬餘點にして此の價格一百九十萬圓餘なりとす、今同二十八年以後に於ける年

産額及び其の價額を左に示さん。

年次	種類	數量	價格
廿八年	内地用輸出用	二、九三、二〇五	四、四〇、六三〇・四
	内地用	二、五二、六四八	五〇八、一九六、八二九
廿九年	内地用輸出用	三、七〇、〇四三	五、七〇、六二〇・三六〇
	内地用	二、四九、〇九六	三、二九、二一〇、〇六〇
三十年	内地用輸出用	二、三三、九六九	四、四九、一三三、一七〇
	内地用	三、五八、九七五	七、五〇、六一四、三三〇
卅一年	内地用輸出用	三、八九、七五九	三、〇七、五四〇、七〇〇
	内地用	三、六一、二五四	七、五八、六三三、二五〇
卅二年	内地用輸出用	一、七八、五〇六	八、六四、七一八、三九五
	内地用	八、三五、七四五	七、五二、一七三、〇〇〇
卅三年	内地用輸出用	一、九四、八三九四	七、〇七、一八九〇、二八〇
	内地用	二、四一、三九二	五、一七、八九五、九九〇
卅四年	内地用輸出用	二、五二、九四六	六、八二、九六二、七七〇
	内地用	二、八一、三〇九	五、九一、九三三、九〇〇

卅五年	内地用	1,351,252	5,131,513
卅五年	輸出用	2,641,261	3,928,000
卅六年	内地用	1,468,437	4,321,043
卅六年	輸出用	1,512,844	2,928,299
卅七年	内地用	541,326	1,500,452
卅七年	輸出用	1,714,000	3,543,466
卅八年	内地用	1,092,011	4,046,766
卅八年	輸出用	335,060	3,798,848
卅九年	内地用	851,656	2,557,957
卅九年	輸出用	339,776	4,461,037
四十年	内地用	1,603,357	6,748,295
四十年	輸出用	2,252,033	3,547,285

右の表中二十七八年日清戦役後は其の産額を増し三十二年に於ては内地輸出合計千六百餘萬圓に達したるが、以降減額して三十七年には日露戦役の影響にて内地織物の不況なる爲め内地輸出合計五百萬

圓に下れり、左れど四十年に至りては千二百餘萬圓に恢復せり、而して四十一年に於ては一月より六月に至る上半期に於て既に内地用の數量八十五萬三千五百八十六點、此の價格三百十一萬四千八百八十九圓九十錢、輸出用の數量十三萬八千十三點、此の價額二百二十八萬六千四百八十一圓を産し、内地輸出合計五百四十萬一千三百七十圓九十錢に及べり、今更桐生織物の種類名稱を知らんと欲する者の爲めに現今製織せらるゝ處の品名を左に記さん。

輸出純絹生織物之部

平羽二重	綾羽二重	紋羽二重	縞羽二重
紋	綾	紋	縞
紗	絨	平	白
白	朱	子	朱
子	子	紋	朱
		紋	子
		朱	子
		子	子

太巾 絁織 廣縵子 朱子入紹 紋レ巾紹 平紹

輸出純絹練織物之部

薄琥 紋タフタ 甲斐絹 洋服袖裏地 御召縮緬 朱子九寸織絹

輸出絹綿織物之部

高配甲斐絹 タンタンピース 錦子九寸 廣緞子 白朱子

輸出木綿織物之部

瓦斯 縮木綿縮

内地生織物之部

縮緬 紹紗 縮緬 節梅織 廣類 羽二重 小綾巾 紹類

内地純絹織物之部

御召縮緬 絲通織 紅梅織 縵九寸 節梅織

縵九寸

男帶地 縵子洞裏地 廣縵子九寸 縵子九寸

内地絹綿織物之部

觀光縵子續 絹綿縵子九寸 絹綿縵子尺三 縵子廣

絹綿紋絲織	觀光縮緬大巾	觀光縮緬中巾
觀光縮緬小巾	觀光縮緬兵兒帶	瓦斯横綾地
絹綿	絹綿緞子	絹綿緞子胴裏地
絹綿紋羽二重	絹綿洋服裏地	雜織物
内地木綿織物之部		
綿々縞子續	綿々縞子九寸	瓦斯紋織
瓦斯洋傘地	雜織物	

吾妻山秋月

望月ふく子

二重やま重なるみれを一重づゝ

見せてゞのぼるあづまれの月

第十章 桐生織物同業組合

桐生織物同業組合組織の起原を尋ねるに明治十二年の事なりき、桐生織物の賣行好況なるに乗じ奸商徃々目前の私利にのみ汲々とし更らに永遠の利害を顧みず先を争ふて桐生織物の名を濫用し、其の名声を失墜せしめたれば地方の有志は大に之を憂ひ、協議の未遂に桐生會社と唱ふる一團體を組織し以て一般機業家監督の任に當り、精粗善惡を分けんが爲め四種の證紙を製し各自の織物に貼用せしめ以て其の正否を識別する方法を定めたり、是れ桐生織物同業組合の起原とす、明治十五年に至り更に買次をも加盟せしめ稍々其の規模を擴張し改めて桐生物産會社と稱す、同十七年農商務省より同業組合準則の發布ありしを以て直ちに同準則に依り桐生商工業組合を組織し大に改良を加へ共同制裁の實効頗る見るべきものありしと雖

も未だ其の権能充分ならざりき、同二十六年同業組合準則に據り更に其の組織を改め、輸出織物には其の一端に規定の證印を押捺したる附箋を織込ましめ、内國品には検査法を製定せり、二十七年縣令にて織物業取締規則の發布を見るに至り、同規則に従ひて又た更に組織を改め完全なる規約を設け縣知事の認可を受け之を執行するに至れり、次で三十年法律第四十七號を以て重要輸出品同業組合法の發布せらるゝや同法律の下に組合組織を改め桐生物産同業組合と稱せり、同三十三年法律第三十五號に依り重要物産同業組合法の改正に基き組合定款を改め同年十月より輸出織物羽二重類の検査を實行せり、三十八年九月改正定款の認可と共に従來の名稱を改め、桐生織物同業組合とし、諸般の事務は改正定款に據りて取扱ひ、明治

四十一年西安樂土に宏壯なる洋風の建築を爲し之に移轉したり。同業組合の各部營業者は、第一部内地織物製造業、第二部輸出織物製造業、第三部内地織物仲買商、第四部輸出織物仲買商、第五部織物整練業、第六部撚絲商にして其の組合地域は群馬縣山田郡一圓、同縣新田郡の内笠懸村、藪塚本町、強戸村、栃木縣足利郡の内菱村小俣村なりとす、今其の地區内に於ける町村名を列記すること次の如し。

桐生新町、新宿村、東安樂土村、西安樂土村、下久方村、
梅田村、境野村、廣澤村、相生村、川内村、
大間々町、福岡村、毛里田村、矢場川村、葦川村、
休泊村、(以上山田郡)笠懸村、藪塚本町、強戸村、

(以上新田郡)、菱 村、小 俣 村、(以上朽木縣足利郡)

一一三

組合員の製産する織物及び撚絲には證紙を貼用し自己の製造印を以て消印するにあらざれば之を賣買し又は地區外に搬出するを得ざるものとす、之れ需用者をして桐生織物たることを證明せしめるのみならず、織物の種類及び品質を判明せしめんが爲なり、而して現時使用する證紙は輸出織物貼用五種、内地織物貼用十種、撚絲貼用一種、計十六種なりとす又た桐生織物として産出する織物は組合の検査掛にて検査する規定にして其の方法に二種あり、一は輸出品検査にして一は内地品検査なりとす、輸出品に對しては其の製品を地區外即ち販路地に搬出前必ず組合検査所に持參せしめ、羽二重、絨類に就きては不正増量の有無、尺巾、品質等を検査し正當と認むるも

のに限り組合の検査證を貼用し然る後ち發送せしむるなり、内地織物に對しては検査掛が市場又は仲買商店若くは組合員宅に就て臨時検査を行ふ、即ち規定の證紙を貼用したるか又は尺巾、量目、品質等に關し虚偽なきか其の他顧客を瞞着するが如き不正品にあらざるや否等を検査し、不正品には相當の處分を爲すものとす。

又た現行の定款には意匠登録に關する規定あり、即ち斬新なる織物又は意匠圖案には審査の上査定證を交付して滿一ヶ年限り製造の特許を與ふ、此の他組合の事業として視察員を各地に派遣せしむることあり、彼の縣立織物學校教頭金子竹太郎は兩度伊佛及び印度織物業の視察を、機業家飯塚春太郎は歐洲機業界を、精練染色業家小嶋常太郎は佛國の整練業を、縣立織物學校教諭長澤時基は南清織物業

一一三

を視察したるが如き其の例なり。

組 長 福 田 常 吉

副組長 町 田 啓 次 郎

會計役 高 村 勝 太 郎

評議員 森 山 芳 平

福 田 兼 吉

書上文左衛門

藍原角太郎

石原和市郎

福田六三郎

鶯や梅田の里の朝ぼらけ

標 村

第十一章

群馬縣立織物學校

群馬縣立織物學校は桐生町大字東安樂土にあり、同校は實業學校令

に基き専ら染織業に關する教育を施すを以て目的とす、今其の沿革を尋ぬるに明治二十八年桐生商工業組合及び染織業に關係ある有力家の主唱に因り地方一般人士之れに賛成し同心協力の結果、翌二十九年一月八日を以て文部大臣の認可を受くるの運びとなり同年四月町立桐生織物學校の名稱の下に同校を創立したり、校舍は當時の桐生商工業組合の半を以て假に教室に充て同月一日より授業を始め同十一月假開校式を擧ぐ之れを此の起原となす、越て明治三十年五月假校舍の附近に煉瓦造にて實習場を新築し以て染色機織實習部及び化學實驗部とし尙ほ汽鐘室を新築し多管式汽鐘を据附く、三十一年には機織部に洋式撚絲機械、補助工程諸機械、力織機等を据附け以て其の實習用に供す、同三十二年二月新に教室の建築竣工を告げ

同月二十七日文部省の認可を經、徒弟學校の組織を改め中學程度となし、讀書、作文及び體操の三科目を増加し同年四月一日以降之れを實施せり、同年五月九日には文都大臣より其の本科並に專攻科は徵兵令第十三條及文官任用令第三條第三に因り認定する旨の認可を得、同年十二月には群馬縣會に於て大多數を以て桐生織物學校を縣立とするの件は可決せられたり、仍て三十三年四月一日より町立桐生織物學校の名稱を改めて群馬縣桐生織物學校とし敷地を増加し、翌三十四年には校舎の増築、倉庫其の他附屬建物の新築落成し六月群馬縣立桐生織物學校と改稱す、其の翌三十五年六月三日皇太子東宮殿下御見學の爲め信越東北地方行啓の御途次、桐生に御立寄相成り同校に臨まれ其の際御用品の恩命を辱ふせり、三十七年二月標本

室、機織實習部、分析室、生徒控所、武器庫等の増新築落成し三十八年四月一日群馬縣立伊勢崎染織學校は同校に合併せられ群馬縣立織物學校と改稱することとなり、爾後汽鐘汽器の改設、教室の改修、諸器具の備附け等を爲し織物學校としての設備完きを得たり。

同校の教科目は本科、專攻科及び別科に分たれ居り本科の學科は修身、讀書、作文、數學、物理、機械、化學、分析、圖画、色染法、機織法、英語、體操並に實習とし、專攻科は本科卒業後特に染織に關する一科若くは數科目を專攻せしむるにあり、別科は簡易の方法に依り速成的に染色機織業に必要な事項を研究せしむるものとす而して修業年限は本科三年、專攻科二年以内、別科は之れを定めず、生徒の資格は他の普通中學と同じく在學中は徵兵猶豫あり又た卒業

後は一年志願兵たるの資格を有するのみならず諸官衙へ奉職せんと
する場合には文官任用令に因り無試験にて任官することを得るなり

美和神社暮雪

石原貴朝

松杉のすがたも分かすなりけり

みわの社の雪のたぐれ

第十二章 銀行會社の概況

既往にありては縮緬機業會社、成愛合資會社、日本織物株式會社、
株式會社第二銀行支店、三地合資會社、桐生電燈株式會社、桐生織
物株式會社、高森商會合資社、等ありしが今は無し、是より現時の

社團法人に就て少しく其の概況を述ぶる處あらん。

株式會社四十銀行、桐生町三丁目に在り銀行一般の業務を取扱ひ地
方に於ける重要な金融機關とす、同行は明治十一年九月國立銀行條
例に準據し第四十國立銀行と稱し營業を開始せるものにて同三十一年
三月營業滿期と共に會社登記の變更を受け商號を株式會社四十銀
行と改め資本金を八十萬圓に増加せり、目下支店は東京日本橋區元
濱町六、群馬縣邑樂郡館林町、栃木縣足利郡足利町、長野縣小縣郡
上田町の四ヶ所に在りて營業勤勉信用最も厚し。
株式會社足利銀行桐生支店、桐生町五丁目に在り本店は栃木縣足利
郡足利町に在りて明治二十八年の創立に係り資本金六十萬圓なり、
營業は一般銀行業の外に貯蓄部を兼ね、足利と桐生は其の地勢の上

に於て其の産業の上に於て商取引上唇齒の間柄にあるを以て是等銀行の業務隨て頻繁なり。

桐生織物市場株式會社 同商號の會社に二あり即ち一は桐生新町一丁目には西安樂土に在り、前者は上市場にして後者を下市場とす、而して市場の沿革に就ては既に記述したれば茲に之を畧し、唯だ其の目的は兩者共に諸織物賣買市場用建物貸貸を營業とするにありと云ふを以て止む。

模範工場桐生撚絲株式會社 桐生町西安樂土桐生停車場前に在り、明治三十五年十二月の創立にして撚絲賃業を以て目的とし、農商務省貸下の精巧なる外國製撚絲機械十數臺を据附く、同會社は近年著しく發展し來り今や一萬五千の錘數を有し四百餘名の工女を使用し

一日平均四十貫匁の撚絲を製出すと雖も尙ほ更らに規模を擴張する筈にて現時其の計劃中にあり。

模範工場兩毛整織株式合資會社 同社は桐生町字新宿に在り、明治四十年三月の創立なるが初め其の設置位置に就て栃木縣足利町と激烈なる競争を惹起し互に其の理を主張して相譲らず、遂に縣當局及び農商務省當局の仲裁する處となり結局抽籤を以て其の位置を決する事となり、兩地代表者を選出し農商務省に於て當局官吏の立會にて抽籤を爲し、以て桐生に設置せらるゝに至りしものとす、是れ亦た農商務省より貸下の精巧なる新式機械を使用し機織、染色、整理、整練等を爲すを以て目的とし、重に輸出織物に力を致すと雖も、又た機業家よりの注文に依りて賃業を爲し其の工程の模範を示し業務

頗る繁多なり。

日本製布株式會社桐生工場 桐生町字新宿にあり明治四十一年七月の設置に係る、然りと雖も實は桐生織物株式會社を引繼ぎたるものなり、今更其の沿革を略記せんに明治二十年十一月日本織物株式會社は同所に創立せられ撚絲工場、染色工場を開業せしが其の後一時中止するの事あり、同三十年六月農商務省より再創立の認可を得織姫編子を製出して好評世上に高く、同三十三年同社創立以來社業に盡瘁せし佐羽喜六は將來支那貿易の有望なるを觀破し渡清して其の視察を遂げ、漸く曙光を認めて歸朝せんとするに際し不幸身は空しく渤海灣頭の水泡と化し、爾來社運揚らず遂に同三十五年解散に決す、同年九月日本織物會社の地所建物機械等現狀を引き繼ぎて起れ

るを桐生織物會社となす、資本金を二十五萬圓とし爾後盛んに織姫編子、織姫緞子、洋服裏地、リボン等を製織し支那輸出品には好評を博しつゝ同四十一年に及びしが、偶々京都メンチル株式會社と合併の議起り遂に資本金を一百萬圓とし日本製布株式會社と商號を改め、茲に桐生織物會社は變じて日本製布會社の桐生工場と唱へらるゝに至りたるものにして未だ其の製出品に變更を見ず。

株式會社三越吳服店桐生出張所 桐生町二丁目に在り元合名會社三井吳服店の業務を繼承し内外織物の賣買をなす。

合資會社其益商會 桐生町四丁目に在り高森商會の後身とも云ふ可きものにして高森商會が其の代表社員高木辰男の死亡するや故ありて明治四十一年七月解散するに決し直ちに其の後ちを承けて生れた

るは共益商會なりとす、森宗作、大澤福太郎、境野源八郎等有力家の經營に係り織物賣買を營業とす。

合資會社桐生製作所 桐生町字新宿にあり、明治四十年二月の創立にして専ら時勢の進運に伴ひ新規の機械用器具を製作販賣するを以て目的とし、其の金箵の如きは最も好評を博しつゝあり。

境野鐵工合資會社 山田郡境野村に在り明治三十七年九月の創立にして鐵工業を營み其の製品は大に評判可なり。

渡良瀬水力電氣株式會社 同社は桐生町字西安樂土にあり、明治三十九年二月を以て成立し同年七月工事を起し翌四十年十二月之れを完成し、桐生町一般に電燈點火及び諸機械運轉の原動力として電力を供給す、電燈は約二千燈に達し其の發電所は高津戸の上流にして

天然の好地位を占むるが故に廉價に電力を供給することを得、成績頗る佳良なり、始め桐生に於ては明治二十六年六月中桐生電燈株式會社設立され資本金三萬圓を以て諸般の準備を爲し、發電所を織物會社の傍らに置き以て電燈を點せしが三十九年桐生電燈合資會社創立委員に之れを賣却するに決し後ち更らに現時の渡良瀬水力電氣會社に買収せられたるなり。

碓遠近下久方に月更けて

有 無 庵

第十三章 官公衙及學校

山田郡役所 桐生町字西安樂土にあり、郡役所は明治十一年の創設

にして爾後處々に移轉せしが現今の廳舎に移りしは同三十二年三月二十日なり、敷地坪數九百七十七坪は桐生町有志者の寄附金を以て買上げしものに係り建物は縣費及び郡内有志者の寄附金より成る、群馬縣廳其他へ通ずるの電話ありて事務に便し、現任郡長は石川泰三。

桐生町役場 桐生町字西安樂土にあり、以前は桐生町五丁目に在りしが建物狭小にして執務上不便尠ならず、明治三十四年一月今の處に工を起し同年十一月二十日竣工同月二十四日を以て移廳し三十五年一月四日盛大なる開廳式を舉行せり、敷地五百三十九坪、總建坪百二十六坪餘、町民有志より寄附に係る庭園の樹木は大に雅致あり、現任町長は甲斐信夫。

桐生警察署 桐生新町三丁目にあり、明治十年十一月桐生町佐羽吉右衛門外三百九十六名の有志より新築して寄附せし廳舎は同三十六年十月三十日燒失したり、仍て更らに三十八年五月十一日新築工事に着手し同年十一月五日落成開廳す、現在敷地は三百七十一坪建坪は八十九坪なり、現任署長は松下龍太郎。

桐生稅務署 桐生新町一丁目にあり、明治二十九年十一月の創設にして始め稅務管理局官制に因り稅務管理局の補助機關として稅務に關する事務を執行し、三十五年十月三十一日稅務署官制により直接大藏大臣の監理に屬し稅務に關する法律命令を執行するに至る其の取扱ひに係る稅目、地租、所得稅、營業稅、酒稅、醬油稅、鑛業稅、相續稅、鹽稅、織物稅等の内、稅額の最多なるを織物稅とす、現任

署長藤倉亮。

太田區裁判所桐生出張所 桐生新町一丁目にあり、明治二十年二月の創立にして最初は大字下久方宮東に置き後ち三十四年九月桐生新町二丁目に移轉し、同三十六年十一月現在の地に移る、一ヶ年取扱ひの登記件数は凡ろ四千餘件なり。現任所長船戸新八郎

公證人役場 公證人を番大亮と云ひ役場を字西安樂土に置く。

桐生郵便局 桐生新町四丁目にあり、始め桐生に郵便局を設けられたるは明治五年にして一丁目に之れを置き、當時は爲替貯金の取扱ひあるなく只だ文書の引受及び配達を爲すに過ぎずして其の度數も極めて僅少なりしが、漸次桐生の進化發達は郵便事務の頻繁を來し其の後爲替事務實施せられ貯金事務開始せらる、明治二十二年六月

に至りて其の以前より開始せられたる桐生電信局と合併し、四丁目に桐生郵便電信局の開始を見るに至れり、爾後通信事務は愈々發達し、其の建物は狹隘且つ不便なるより改築することとなり、同三十七年十一月工事竣工諸般の設備完きを得たり、同四十年五月より電話開通となり日常の通信及び商業の活躍上至大の便を得るに至れり現任局長は新井安造。

帝國鐵道廳兩毛線桐生驛 位置は字西安樂土にあり桐生保線區事務所も其の構内に置かる、始め兩毛鐵道株式會社の事業として此の地に停車場を設けたるは明治二十二年七月なり、其の後數年にして兩毛鐵道は日本鐵道株式會社に買収せられ、爾後列車運轉の廻數を増し旅客交通の便を得、同三十九年鐵道國有の議帝國議會を通過した

る結果該線は逸早く國有に歸したり、實に兩毛線は各線に聯絡せるを以て交通頗る便に、先づ桐生停車場より列車に乗じて右せんか大間々、伊勢崎、前橋を経て、其處より上野線に據りて東京に行くも可なり信越線に據りて碓氷峠の嶮を越ゆるも可、將た上野鐵道に移乘して富岡、下仁田方面に赴くも自在なり、又た桐生停車場より左せんか先づ足利驛に於て東武鐵道に續くあり以て東京兩國方面に赴くべし、佐野驛に至らんか佐野鐵道に接續するあり以て野州の各地に向ふべし、更らに小山驛に至らんか正に是れ十字の集合點、東京に行くべし、水戸に赴く可し、奥州に至るべし、關東平野の一端に位する桐生の地也た更らに交通の不便を感じざるなり、若し夫れ目下計劃中に屬する足尾鐵道の成るあらんか桐生の繁華は一層長足の

進歩を示すべしや必せり、現任桐生驛長は辰見正秀。

群馬縣立織物學校 第十一章に記せり。

山田郡立高等女學校 桐生町字西安樂土の雷電山麓にあり、明治四十一年四月の創立にして校舎は桐生高等小學校を買収して之れに充て、目下諸般の設備中にして假寄宿舎を桐生新町一丁目に置く。
桐生高等小學校 桐生町字東安樂土に在り、以前は西安樂土即ち今の山田郡立高等女學校の處に在りしあり、創立は明治十九年四月十二日にして當時山田第一高等小學校と稱し校舎は淨運寺を以て之れに充てたり、同二十年十一月雷電山麓の新築校舎落成を告げられたば茲に移轉し、同三十五年三月三十一日限り山田第一高等小學校廢止せられ、同時に校舎及び敷地一切を桐生町にて買受け、同年四月一

日より町立となり桐生高等小學校と改稱す、同三十六年三月三十一日限り此の稱を廢し同年四月一日より桐生男子部高等小學校同女子部高等小學校の二校を設置したるが、同四十一年四月に至り山田郡立高等女學校の設立せらるゝあり該校舎は山田郡に買受けらるゝに至りたるを以て東安樂土に移轉し、同時に校名を桐生高等小學校と改め、假りに教室を東尋常小學校内に置き目下校舎新築の設計中にあり。

東尋常小學校 桐生町東安樂土にあり、明治十七年五月の設立にして、同三十四年校舎を増築し、同三十五年二月敷地を増加し今日に及ぶ。

西尋常小學校 桐生町字西安樂土にあり、創立は明治七年にして當

時は位置を三輪神社の邊に占めしが、同十六年校舎を西安樂土百八十六番地に新築して之れに移り、同三十一年増築せしも尙ほ狹隘を告ぐるに至り、同三十四年千二百四十三番地に位置を卜し改築の工を起し六月竣成せり。

南尋常小學校 桐生町字新宿にあり、明治六年十月の創立にして當時新宿小學校と稱す、同十六年十一月現在の校舎を新築し、同三十五年五月敷地を増し校舎を増築、更らに同三十六年に至り増築して今日に及ぶ。

北尋常小學校 桐生新町二丁目裏にあり、明治六年十月の創立にして當時六丁目の淨運寺を假校舎に充て桐生學校と稱せり、同七年十二月二丁目の民家を假用し一校舎を増設す、同十一年現校舎の新築

成り同三十一年十二月校舎の増築をなせり。
 幼稚園 桐生町字安樂土にあり、始め明治二十八九年の頃設立し西
 小學校内に併置せし事ありしが、其の後一時廢止され、明治三十五
 年四月再び設立したり、然るに同三十七年日露開戦に際し町經濟の
 緊縮を圖らんが爲め一ヶ年間休園し、同三十八年に至り尙ほ一ヶ年
 休園するに決せり、池田善達と云ふ人大に之れを慨歎し自ら園主と
 なり三十七八年の二ヶ年間特志家と計りて財を投じ私立幼稚園を設
 立し兒童を収容したり、平和克復に因り同三十九年四月より町立に
 復舊し同時に私立を廢せり。
 私立桐生育英學校 桐生町五丁目に在り、其の起原は明治二十九年
 の頃より廣田孝五郎と云ふ人二丁目にて英漢學を少壯子弟に教授せ

しにあり、後ち四丁目に移轉し續て同三十九年四月五丁目の現所に
 移り校名を今の如く改め大に秩序を定めたり、後ち町立補習學校の
 廢せらるゝに當り商業補習科をも設け同年八月二十日より始業す。
 私立桐生裁縫女學校 桐生新町四丁目に在り、創立は明治三十五年
 九月にて當時裁縫専門館と稱し、三十七年十二月認可を得て校名を
 今の如く改む、三十九年九月桐生町立裁縫補習學校の廢せらるゝに
 當り同校内に補習科を置く。

小倉山鹿

小島とく子

霧ふつき小らの山に夜もすがら

はれぬ思の鹿が啼くなる

第十四章 勝地風景一斑

一三六

始めて桐生の地を踏むの人、先づ驚くは其の飛袴袴衣の音晝夜に絶えざると、其の圍繞貫流する河水皆汚染せらるゝとにあり、若し製出せらるゝ織物や燦爛たりと雖も天然の勝區に乏し、俗音凡景永く聞く可からず長く見るべからず、宜しく實業の状態を視察し終らば早く去つて他に耳目の快を籍らん、と云ふ旅客あらば編者は袂を捕へて之れを留め、暫く附近の勝地、風景の佳なる處を案内せんと欲す、乞ふ之れを略叙せん。

天満宮 桐生町一丁目の北端にあり、創建の年月を詳にせずと雖も舊社領朱印地二十石を附與せらるより見れば由緒あるものなるべし
宮殿の結構美麗壯觀目を驚かすばかり、奉納の額面中に大出東臯筆

紗綾市の圖及び小嶋春比古書桐生織物の沿革あり以て史料と爲すべし
境内老樹あり散策の好適地、五十年に一回の大祭には市中の雑踏言はん方なく此の時各町競ふて桐生獨特の活人形を飾る。

美和神社 字西安樂土にあり、今も境内を桐生ヶ岡公園と稱し天然の風景に更らに人爲的美觀を添ふ、神社は延喜式内にして郷社なり、未社百二十一社あり、附近松杉蒨翳として神氣自ら人に迫るの清區春は櫻花萬緑の間に咲き、一度此の境に入れば詩情の動くを禁ずる能はず。

稻荷神社 桐生町六丁目東裏字常木に在り、慶長十八年の創建なりと云ふ、舊記に據れば往古の社は今の地の良位村中にあり慶長十八年焼失、時に神體幣帛忽焉として烟中に現はれ飄揚神木の上に止る、

乃ち假宮に遷下す、庶民渴仰遠近の人來つて御殿を經營す日ならずして就る、是れ今の宮地なりと、神説奇話また捨つべからず、境内櫻あり鶯歌ひ、杉あり時鳥啼く。

白瀧神社 仁田山にあり白瀧姫を祭る、白瀧姫の事は第三章を参照すべし。

八幡宮 大字新宿字中宿にあり、創建は元龜年間と傳ふ、往古二回火災に罹りし爲め古書寶物の類焼失して古へを窺ふに由なし、現時の社殿は約二百年前の建築にして結構華麗また一遊するの價あり。

圓満寺 字西安樂土にあり、屢々火災に罹りて古建築を見る能はざるは惜しむべし、境内高燥櫻樹に富み桐生の一名所たり。

大藏院 字下久方にあり、是れ亦た屢々火災に罹り古代の壯嚴なる

梯は只だ古老の傳ふるに任すのみ。

聖眼寺 大字本宿にあり、眞言宗にして貞和五年桐生二郎三郎國光の開基に係る、古へ巨刹として名ありしが天正元年由長桐生兩氏の兵燹に罹り、堂宇支院悉く灰燼に歸し同十一年再興されれども寺運衰頽、今は蟲の音の悲しきを聞くのみ。

觀音院 字東安樂土にあり、眞言宗にして正保元年の開基と云ふ。

光明寺 字西安樂土にあり、禪宗にして寛永十三年の開基、櫻に名あり。

妙音寺 光明寺と並んであり、共に境内櫻樹多く桐生の花見と云へば人皆な此の邊に遊ぶ、實に光明寺、妙音寺、圓満寺は皆な其の境を接して土地高く眺望佳絶、庭園清洒にして俗塵を避け、春光九十

の花時と雖も俗氣を帯ばず雅味に富み、正に是れ一個の別天地をなせり。

●●●●●
淨運寺

桐生新町六丁目にあり、淨土宗にして永祿元年の開基なり

堂宇宏大境内清潔、朝夕の散策に可なり。

●●●●●
西方寺

山田郡梅田村大字上久方村にあり、臨濟宗にして安貞元年

桐生小太郎藤原綱元の建立する處、代々桐生氏に縁故淺からず、文政六年七堂伽藍並に寶物古書類焼失し現時のものは其の當時よりの假建なりと云ふ、什物に桐生小太郎藤原綱元が賴朝に従ひ富士川の合戦に着けたりと稱する鎧あり、此の寺境内に梅樹夥しく遠く之れを望めば白雲の棚引くが如く近いて其の境に入れば衣襟のが爲めに馥郁の香を放つ、如月此處に杖を曳くもの多く桐生地方の名勝たり。

●●●●●
鳳仙寺

桐生の北方に位す、堂宇高尚優美古來の名刹なり、宜しく

一度びは杖を曳くべきの淨境たり。

●●●●●
定善寺

大字新宿字下宿にあり、世俗之れを下寺と云ふ、淨土宗にして約三百年前了的上人の開基する處、寶物に上人の袈裟を藏す、

明治二十五年八月を以て吞龍上人の像を安置し毎月八日を賽日とし參詣者多し。

●●●●●
四阿山

桐生町の西北に聳じ山脈南北に亘り北は遠く下野の諸山に

連り、南は山脈三方に分れ一は東南に赴き雷電山琴平山となり、一は西南に向ひて小倉山となり以て渡良瀬川に瞰み、一は東に走りて丘陵となる、此の山嶽は西北山脈中の高峰にして平地を抜くこと二百十一丈、山麓は檜櫟繁茂し半復以上は巉岩山骨を露す、山頂に四

阿神社あり中復に鳶岩あり、共に同山の奇觀にして頂きに達すれば山田郡の風光を双眸の中に集むることを得べく又た一勝區として賞する價値あり。

雷電山 四阿山の前面に位す形状宛然饅頭の如く高さ三十七丈、頂上は老松古杉鬱蒼として雲端を凌げり、登路二條あり險峻なるものを男坂と云ひ傾斜急ならざるものを女坂と稱す、山上に雷電神社あり賽する者多く眺望佳なり。

琴平山 雷電山の連峯にして其の南に位せり、高さ十丈強なりと雖も野外の遠望甚だ佳にして琴平神社あり。

觀音山 四阿山の支脈にして四阿、雷電兩山の間に介在し高さ三十三丈満山奇岩怪石神工鬼斧の壯觀言ふべからず、登路一條山中に小

石門あり宛ながら小なる妙義山の如く山麓に光明寺あり。

小倉峠 一に桐生峠とも云ひ四阿山脈の盡くる所にして背面は小倉に屬す高さ三十丈絶壁數段渡良瀬川に枕じ、明治十六年工を起し山足を削り山西諸村の要路を開けり、之れを大間々に達する新道とし此處を切通と通稱し渡良瀬の流れと相待て山水の景色明媚なり、古へは小倉山に鹿聲を聞きしと云ふ。

丸山 一名聖眼寺山とも云ひ小倉山の東南に孤立する圓形の丘陵なり、高さ二十五丈周圍六百十二間其の麓の岩角は渡良瀬の碧流に嘯まれて風色愛すべく山頂の眺望頗る佳なり、其の昔桐生氏の出丸なりしに因り別に砦山の稱あり、明治三十五年六月三日 東宮皇太子殿下行啓あらせられ風光を賞せられし名跡にして賞月に適す、其の

葵とを産す。

根本山 高津戸と相對して紅葉の勝地と稱せらる、桐生を距ること六里桐生川の上流にあり、其ざら淵、大根えろしの佳景、石鴨の怪石、聞いて既に遊意を發す、秋深さの時遊ばんか鶉の燒身を賞味することを得べし。

古墳 字新宿附近に古墳多く其の三ツ塚なるもの最も著名なり、曾て發掘せられし古器物は考古學の好資料にして重なる物は今支帝國博物館に藏めらる。

桐生八景 菅公社夜雨、鳴神山暮雪、渡良瀬歸帆、茶臼山晴嵐、丸山秋月、桐生川落雁、大野夕照、圓満寺晚鐘、是れなり。

はた織や蜘蛛の糸操るれんじ窓

蜻蛉子

第十五章 拾遺、雜事

本書は桐生織物業の狀態を世に紹介せん事に重きを置きたれば、織物業以外の各方面に關する事項は本文に洩れたる者頗る多し、尙ほ織物業に關係ある事項と雖も勿々の際に編纂せるものなるを以て、是れ亦た網羅し能はざるを遺憾とす、今茲茲に拾遺雜事の一章を草

して聊か之れを補ひ他日の再版を期して増訂する處あらんとす。
赤十字社山田郡委員部 日本赤十字社群馬支部山田郡委員部は山田郡役所内にあり郡内の總社員數二千十三名にして現時の委員長は郡

長石川泰三。

愛國婦人會山田郡幹事部 愛國婦人會群馬支部山田郡幹事部は山田郡役所内にあり郡内の總會員數九百九十五名にして現事の幹事部長

は石川くま。

山田郡教育會 は明治廿三年の創立にして毎年五月總集會を開き郡

下教育家の融和を計り以て教育の資を擧げんとす會長は石川泰三

桐生報國會 明治三十七年日露開戦に際し設立せられたるものにし

て在郷軍人を以て組織す、目的は會員相互に友情を温め軍人たるの

品位を保ち協同一致軍事思想の發達を圖らんとするにあり、現今の

會員四百餘名會長は眞尾源一郎。

桐生積善會 桐生町に於ける各宗寺院住職及び其の擅信徒より成る

一の慈善團體にして春秋二季には佛教大演說會を開きて教義の研究

精神の修養斯教の傳道を計り、世に罹災困窮者のある時は義損金を

贈りて之れを慰安し、會員協力會務の發展を計るを以て其の基礎大

に鞏固となれり、會員を分ちて名譽會員、特別會員、正會員、贊助

會員の四種とし理事は僧侶より評議員及び會計は擅信徒より擧ぐ。

桐生消防組 消防組を分ちて六部とし一部毎に部頭一名消防手四十

名を置き、總人員二百四十餘人、現任組頭は岩下才助。

青年會 佛教青年會と基督教青年會とあり共に其の信する宗教に據

りて身心の修養を爲す。

山田郡農會 農會令に因りて組織するもの事務を郡役所内に於て執

り近時家禽飼育を奨勵す、會長石川泰三。

山田郡醫會 醫會令に因りて組織するものにして現今の會長は藤江

良作。

桐生賣藥商組合 桐生町に於ける賣藥業者より成る。

●桐生貯蓄組合 明治三十九年六月の組織にして有志機業家の結合に成る、組合員互に貯蓄を爲し相互金融の機關とす。

●九日會 桐生に於ける着尺織物製造業者の組織する處にして、毎月例會を開き智識を交換し斯業の改善發達を計る。

●桐生懇和會 桐生町に於ける有力家有志の團體にして常に公共事業の爲めに考究し其の遂行に努む。

●縺子織物同業者同志會 其の名の如く縺子織物業者の團結より成り常に斯業の發展を計りつゝあり。

●眼白鳥啼合會 定まりたる團體あるに非ざるも毎年春季に至れば時々同好の愛鳥家諸々に相集り眼白啼合會を催し互に其の秀を競ひ數年來の流行なり。

●桐生盆栽會 是れ亦た定りたる團體無しと雖も斯界の同好者數十名あり、時々各自々慢の盆栽、花卉、奇石等を持寄り互に品評し逸品を出すを誇る。

●能樂館 桐生新町四丁目東裏にあり、明治四十年八月の新築にして合資會社組織とす、斯道の熱心家時々能樂謠曲會を此處に催し常に貸席とす。

●演劇場 二個所あり、其の一は桐座にして桐生新町三丁目西裏通りにあり明治二十七年八月の設立にして始め株式組織なりしが今は然らず、其の二は新松座にして字濱松町（舊六本松）にあり明治二十二年の頃既に設立せられたるものにして同三十三年中改修して合資組織となせり。

寄席 末廣町にあり末廣亭と云ふ、明治四十年七月の開設にして、落語、義太夫、講談、浪花節等交るゝ開演す。

山田煙草元賣捌合名會社 山田郡に於ける煙草元賣捌人の組織する會社にして明治四十一年七月の創立に係り、本社を桐生町に置く。

青物市場 桐生町新町六丁目にあり、明治三十九年五月の設立にして夏秋の際は毎日開市し冬春は休業す。

牛乳搾取販賣所 桐生町に四個所あり、東安樂土小林、西安樂土中村、新宿黒保根、新宿吹上是れなり。

乗合馬車 毎日桐生大間々の間を往復す。

旅人宿 金木屋、藤文、東屋等何れも五丁目に在り、田川屋は停車場前なり。

料理店 桐生町に總べて九十六軒あり、其の内五丁目の桐生館、五丁目の赤城亭、五丁目の西裏吉野家を最とし、四丁目の大黒屋、二丁目の大金、三丁目の泉新、西安樂土の蛭子屋等を第二流とす、蕎麥屋には三丁目の東京庵、四丁目鈴木庵、五丁目山本等有名なり。

藝妓寄留宿 總べて十七軒あり、新松葉、榮家、福の家、鈴本、梅本、買龜、玉川、春鈴本、山城屋、柴の家、濱野家、若松家、福松葉、柴鈴本、若大黒、梅松葉、鈴大黒是れなり、藝妓の總數は四十五人あり此の内には女俠者おんなたてやもありぬべし意氣て通すもありぬべし美人もありぬべし醜婦もありぬべし腕の達者もありぬべし腰の強きもありぬべし偏屈姐へんくつねさんもありぬべし圓太郎藝者もありぬべし、三味弾ひく術は知らないでも當世流行のデバリズム一天張もありぬべし、

然れど藪喰ふ蟲も何んどやら好く好かぬは人各々の見やう思ひやう
 惚れたる目には痘痕も笑窪とか編者は是等桐生藝妓の品定めはせざ
 るべきも、先づ桐生の花柳にて藝者らしき藝者はねえん、姫松、仲
 吉、一七子、一平、福壽、おこい、綾助、いさみ、その、萬蔵、す
 めめ、小ちん、三助、ぼんた、今助、靜枝、權助、才藏、小仙など
 なるべしとの評判なり。

◎桐生の各種營業家

桐生町に於ける各種營業者の現在種別及び其の概數は左の如し。

種別	人員	種別	人員
醫師	五	藥劑師	二
賣藥商	三	酒醬油商	五
銀行業	二	米穀商	三
		魚商	三
		酒造業	一
		產婆	七

青物乾物	三	煙草小賣	八	茶商	三
菓子商	五	書籍店	六	小問物商	七
古物商	一〇	玩弄物商	六	袋物商	四
雜貨商	三	洋物商	七	下駄商	三
荒物商	三	洋燈商	六	薪炭商	四
足袋商	三	洋服店	四	綿製造	二
古着商	三	吳服太物	二	銃砲商	一
靴製造	二	塗物業	二	陶器商	五
時計商	六	寫真師	五	印刷業	三
度量衡商	三	水車業	七	材木商	四
土木請負	三	蠶種商	七	金物商	四
籠甲商	二	綿絲商	七	絹絲商	四
染料商	七	撚絲業	四	整理精練	三
機業家	九	機拵職	三	紋工	五

炭職	六	織物仲買商	一八	質屋	四
染色業	四	代書業	一五	雇人受宿	三
湯屋	三	理髮業	一七	女髮結	三
豆腐商	七	蕎麥屋	三	料理店	二
藝妓	一〇	清涼飲料商	三〇	煙花請賣者	六
人力車營業	一三	馬車營業	三	馭者	二
馬丁	四	屠殺業	四	新聞賣捌	二
肥料商	五	印刷師	三	洗濯屋	二

右各業の實勢、重なる商工業家、機業家列傳、工女の生活状態、其
 の他の詳細は進て續編として出版せんとす。

書き終て酒呼ぶ夜半や遠砧

吉田望洋

桐生繁昌記(前編終)

明治四十一年九月十五日印刷
 明治四十一年九月二十日發行

定價金參拾五錢

編輯兼發行者 吉田 鶴次

群馬縣山田郡桐生新町百九十九番地

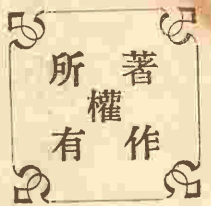
印刷者 川岸 吉太郎

群馬縣山田郡桐生新町九十六番地

印刷所 桐生活版印刷所

群馬縣山田郡桐生新町百九十九番地

發行所 桐生繁昌記發行所



內地織物各種

上州桐生町

製造元

小林東吾

〔電話百三十八番〕



專賣特許

須藤式

精米
精麥

機械特約販賣

栃木縣足利郡山前村

寺内倉次郎

繰返機。整經機。耳糸整經機。其他諸機械一式



群馬縣桐生町

合資會社桐生製作所

(電話二十八番)

英米各國自轉車及

附屬品販賣並

修繕流行袋物類

上州桐生町四丁目

丸啓號 清水千四郎



美術新柄
御召縮緬
各種製造業

上州桐生町

小林良四郎

〔電話二百三十一番〕

藥種賣藥御小賣
醫家處方調劑所

桐生町三丁目

自由堂藥局

藥劑師小林歷三

電話〔二百五番〕

諸機械製造所

上州桐生境野村

境野鐵工合資會社

電話〔五十七番〕

日の出繻子

御婦人用帶地
袖半襟地
口地

製造元

上州桐生町

眞尾源一郎

電話〔二百十番〕

輸出織物業

上州桐生町

金居善太郎

押形
摸樣

織物各種整理業

上州桐生町新宿

佐々木整理工場

電話〔百五十八番〕

織物製造業

上州桐生廣澤村

彦部善一郎

電話〔五十三番〕

内科、産婦人科

〔午前宅診午後往診〕

桐生町四丁目

東蕨堂醫院

醫學士 藤江良作

電話〔十三番〕

内科
眼科診療

桐生町新宿

石井醫院

電話〔一六二番〕

齒科專門

桐生町未廣町

東京齒科醫學院出身

關口齒科醫院

內科、外科
產婦人科

桐生町五丁目

島田醫院

電話〔百四十一番〕

繪具染料販賣

上州桐生町四丁目

境屋 山田國次郎

電話〔三百〇五番〕

內地
織物製造業

上州桐生町

北川恭平

電話〔二十七番〕

御婦人用帶地

桐生町新宿

製造元

遠坂伊太郎

電話〔二三三番〕

輸出織物製造販賣

上州桐生町

江原貞助

電話〔百〇八番〕

輸出織物製造販賣

上州桐生町

合資會社 高森商會

電話〔四十二番〕

横濱本町一丁目

横濱出張所

電話〔八百三番〕

銅鐵物商
度量衡器販賣

上州桐生町

石崎多吉

電話〔百四番〕

織物製造業

上州桐生境野

石井濤吉

電話〔四十八番〕

初音繻子製元

上州桐生町

小川組

電話〔百三十一番〕

外科花柳病

〔梅毒淋病〕

内科、産婦人科

桐生町二丁目

高木醫院

電話〔百〇五番〕

流行新形洋服裁縫

桐生町六丁目

田中洋服店

胃腸病専門

其他内科一般

桐生町六丁目

小内醫院

電話(二百十九番)

東京織物問屋同業組合特約店
足利銀行爲換付貨物取扱店
京都商榮組貨物一手取扱店

桐生停車場前

早川運送店

本店 足利電話(三三三番)

支店 桐生電話(百十番)

輸出 内地織物整理業

上州桐生町新宿

朝倉整理場

(電話百十八番)

內地織物買繼商



足利町

二國商店

(電話四十二番)

桐生町

二國出張所

(電話百六十三番)

王	大	色	染
業	專	子	色
	京	東	
場	工	常	若

輸出織物買繼商

上州桐生町

神山商店

横濱尾上町

神山喜一郎

上州桐生町

吳服太物商 神山賢介

新柄

着尺物各種

上州桐生町一丁目

北川 穎一郎

(電話百二十九番)

よろづ

小間もの

紅おしろい

上州桐生町五丁目

田邊 政吉

兩毛織物買繼商



上州桐生町
小野里商店

(電話五十九番)

上州伊勢崎町新井屋方

小野里出張所

(電話六十一番)

野州足利町

小野里出張所

(電話四百四番)

曲馬繻子

御婦人用
御帶地
袖口地

流行色額、黒額、廣帶、

特色ナリ
染色ノ堅牢ト地質ノ強キハ弊家ノ

上州桐生町

松本房太郎謹製

(電話六十六番)

● 時計修繕ハ丁寧懇切ニ可致候



群馬縣桐生町四丁目

河合時計店

● 營業品ハ保險附薄利勉強仕候

廣 告 繻 子

各 種 製 造

御 婦 人 用

襟 御 袖

帶

地 地 口

細 谷 安 藏

上州桐生町(電話四百四十四番)

即席御料理

御好みによる調進仕候

上州大間々町四丁目

松田牛肉店

朝顔

上州大間々町四丁目

土屋

薺盛園



流行新柄

着尺織物製造販賣

上州桐生相生村

池田龜之助

(電話三百十番)

整染整

理色練

上州桐生町

岩崎工場

(電話二十六番)

美術印章彫刻

ゴム印彫刻及鑄造

上州桐生四丁目

印舖 田村米次郎

學校用品文房具

桐生幸町

森田昌平堂

諸賣藥
石鹼香水
化粧品
罐詰
雜貨商

上毛桐生四丁目

角屋藥舖

(電話二百二十九番)

斬新流行

內地織物各種

上州桐生町

製造元

近藤季吉

(電話百四十三番)

胡蝶繻子



上州桐生町

製造元 板倉貞太郎

登 錄 商 標



釀造元、官鹽清酢販賣

上州大間々町

岡宗一郎商店

業創年二治明
商穀雜米白精搗械器式田松電氣應用

町生桐毛上
店商吉卯村大
(番五四二話電)

愛國生命保險株式會社
桐生代理店

◎本社ノ利益付養老保險へ確定利益配當金
ノ外ニ特別利益金ノ配當ヲナス故ニ貯金
ニ優ルノ趣味アリ

◎當店ハ毎日生命保險ノ申込ヲ受ケ簡便ニ
契約ス

◎營業案内ハ御通知次第送呈ス

主管 大村 卯吉

群馬縣桐生町安樂土
(電話貳四五番)

各絲染色

織物整理

シルケツ

ト製造



兩野染色合資會社

栃木縣足利郡山前

足利電話(一六番)電番ソメ

桐生町出張所

電話(二五〇番)

足利町出張所

電話(二五七番)

輸 出 織 物 製 造

上州桐生川内

桑原佐吉

本御召縮緬製造

上州桐生町新宿

齋藤元四郎

(電話一五四番)

斬新流行

好華緞子

上毛桐生

大塚源一郎

內外米雜穀。酒類。味噌。醬油。砂糖。
種油。石油。煙草。鹽。荒物。搗挽。
水車業



上州桐生境野

大澤彦四郎

(電 署 力 子 廿)

上州桐生末廣町

大澤支店

目的

輸出貨物販賣業

上州桐生新町九十五番地

合資 共 益 商 會

(電話四十一番)

橫濱市南仲通一、一五

合資 共 益 商 會 支 店

(電話三五六番)

代表社員 境野源八郎

輸出織物業

群馬縣桐生町

△ 相田喜太郎

特種織物製造



上州桐生町

堀祐平

(電話三一二番)

斬新流行

琥珀御召

上州桐生新宿

小林惣太郎

琥珀御婦人用地帯

梅田平袴地

上州桐生新宿

福田兼吉

● 全国到る處の呉服店にあり

製 品 種 目

輸 出 織 物
女 帶 地
羽 織 裏 地

上 州 桐 生 境 野

新 井 豐 太 郎

酒 類 醬 油 洋 酒 罐 詰

卸 小 賣 商

上 州 桐 生 町 四 丁 目

和 泉 屋

塚 本 武 一 郎

電 話 〔 百 五 十 番 〕

新 流 行

美 好 織

上 毛 桐 生 境 野

山 崎 龜 吉 製

小兒病一般診療

桐生町

醫學得業士

堀林藏

内科
婦人科
外科

養生堂醫院

醫士 三宅 亨

桐生町二丁目

機道具一式販賣

桐生町四丁目

神田安次郎

電話〔二百二十六番〕

婦人血の道くすり
サフラン正劑湯
一日分金七錢
三日分二十錢
七日分四十錢

小兒良劑 人參奇應丸
大包 金廿錢
中包 金十錢
小包 金五錢

上州桐生町四丁目

調劑本舖 松島藥舖

内地織物業

上州桐生町

茂木米吉

電話〔二百六十五番〕

鼈甲櫛笄御祝儀物一式

流行化粧道具品々

美術小間物卸小賣

上州桐生町四丁目

玉の肌
本舗 福田屋商店

糸織節 織綾 織

觀光縞子各種

上州桐生町

竹内富藏

電話〔二百五十一番〕

文明織帶地

製造元

牧嶋新一郎

上州桐生境野

桐生町六丁目西裏

富澤醫院

藥品賣 藥火藥

教科書文房具紙類

諸大醫處方調劑

大間々町三丁目

藥劑師 小林準一郎

桐生町五丁目西裏

川島眼科醫院

電話〔二百四十二番〕

内科 呼吸器病
消化器病 専門

外科 一般

桐生町五丁目

東京醫科大學選科卒業

醫師 島崎 貞

電話〔百十二番〕

大間々出張日

毎月二、七の日午後一時より

伊勢崎出張日

毎月一、六の日午後一時より



本脚召縮緬製造

上州桐生町

岩善織物工場

電話百二十五番



繪具染料

工業藥品

媒染劑

桐生町五丁目

齋藤伊之助

電話〔百二十四番〕

萬染練物所

休屋號

須藤友次郎

電話〔百十九番〕

貴婦人御令様御愛用品

登録商標
尚美織博多女片側帯

全國到處の

呉服店にあり



群馬県立図書館



0663986-8